

畿内における古墳の終末

白石 太一郎

はじめに	3 支配者層墓の変質
1 年代基準の再検討	4 群集墳の終焉
2 横穴式石室の変遷	むすびにかえて

はじめに

筆者はかつて「岩屋山式の横穴式石室について」と題する小論をまとめ、奈良県明日香村岩屋山古墳例を標式とするような古墳時代終末期の畿内にあらわれる切石造りの大型横穴式石室をもつ古墳が、7世紀の第2四半期に位置づけられ、さらにきわめて企画性の強いこの種の石室がこの時期の大王家を含む畿内の支配者層に共通の墓室として採用されたものであることを論じたことがある⁽¹⁾。一方畿内における群集墳の消滅についても、大阪府八尾市高安千塚古墳群のように6世紀末葉頃にその終焉を迎える古墳群がある一方、同柏原市平尾山千塚古墳群のように7世紀前半になっても依然として古墳の築造が続けられている古墳群があるように、個々の古墳群によってそれぞれ大きな差異があるが、巨視的にみると畿内の群集墳は6世紀末葉から7世紀初頭には新たな造墓活動を停止するものが圧倒的に多く、一部に7世紀の中葉頃まで造墓を続ける古墳群が存在することを指摘した⁽²⁾。

このように畿内における古墳の終末を、6世紀末葉から7世紀初頭の多くの群集墳における造墓の停止——前方後円墳の消滅もこれと関連する出来事であろう——という第1の画期と、7世紀中葉頃における、一部になお遺存した群集墳と巨石切石造りの石室をもつ大型古墳の消滅という第2の画期の、二つの大きな画期で理解し、第2の画期以降は横口式石槨を内部構造とする一部の特殊な終末期古墳をのぞいて古墳は消滅するという考え方は、ひとり筆者のみでなく、多くの研究者に共通のもので、なかば定説化しているといっても過言ではない。たとえば森浩一氏は、このような理解を前提に第1の画期以前を古墳時代後期、それ以降を終末期と呼び、さらにその終末期を第2の画期を境に前後に分け終末前期と終末後期に区分することを提唱されてい

畿内における古墳の終末

る⁽³⁾。また水野正好氏も基本的には同様の理解にたち、この第1の画期を「推古朝喪葬令」とも呼ぶべき推古朝の葬送規制によるものとし、第2の画期を大化喪葬令（薄葬令）によるものとしておられるのである⁽⁴⁾。

その後1972年の奈良県明日香村高松塚古墳における彩色壁画の発見を一つの契機として、終末期の古墳に対する関心が高まり、奈良県明日香村の中尾山古墳⁽⁵⁾、同牽牛子塚古墳⁽⁶⁾、同マルコ山古墳⁽⁷⁾、奈良市石のカラト古墳⁽⁸⁾など重要な終末期古墳の調査があいついで実施された。また最近、近畿各地で7世紀代に下る終末期の群集墳の調査もいくつか実施され⁽⁹⁾、畿内における古墳の終末を検討するための資料は従来にくらべ比較にならないほど豊富になった。しかしながら畿内における古墳の終末を、6・7世紀の交り頃と、7世紀中葉の二つの大きな画期によって理解しようとする1960年代に形成された考え方は、依然として多くの研究者の共通理解となっているようである⁽¹⁰⁾。

一方文献史学の側では、1960年代の後半に日本史研究会のひとびとを中心にいわゆる「大化改新虚構論」の問題が提起され⁽¹¹⁾、従来にもまして日本古代国家成立過程における大化改新の位置づけに関する評価の振幅が大きく動揺している。古墳の終末に関連して7世紀の中葉に大きな画期を想定する多くの考古学研究者の見解は当然この大化改新の歴史的評価にもかかわらざるをえないものである。古墳を部族連合的なヤマト政権の政治構造との関連でとらえようとする立場に立つかぎり、古墳の消滅の過程と中央集権的な古代律令国家の形成過程は当然表裏の関係にあるのであり、畿内あるいは地方における古墳の消滅の過程はとりもなおさず古代律令国家の政治体制なり、その地方支配組織の形成・整備過程と関連するものであろう。

このような古墳の終末に関する問題の古代史研究上における重要性を考えると、畿内における古墳の終末を、6世紀末葉ないし7世紀初頭における第1の画期と、7世紀中葉における第2の二つの大きな画期でとらえようとする1960年代に形成された見解は、十数年経過した現在でもそのまま通用するものかどうか、いささか不安を感じざるをえない。特に最近の10年間に終末期古墳それ自体の調査や研究の前進とともに、近畿各地の須恵器窯の本格的な調査や宮都の発掘調査の進展にもなって7世紀代の須恵器・土師器の編年研究は著しく進展した。その結果、従来の古墳の終末年代決定の前提となっていた須恵器の年代観にも少なからぬ修正が必要なようであり、現時点での再検討が必要と思われるのである。とりわけ前述のごとき古墳の終末年代に関する考え方を主張し、提唱してきた一人としてその必要性と責務を強く感ずるのである。

このような考えから、小論では畿内における古墳の終末年代の再検討を試みるとともに、最近の調査・研究の成果をふまえて支配者層墓としての大型古墳と群集墳の双方についてその消滅の過程を整理し、古代律令国家の形成過程と古墳の終末の対応関係を追求してみることにはしたい。さらにまたこのような古墳の終末の実態を明確にする作業は、古墳それ自体の本質を追求する上にも、古墳の発生に関する研究と同様に必要な仕事であろう。古墳の出現に関する研究の盛況に比しやや停滞の感のまぬがれない古墳の終末の問題に、研究者の関心を引きもどすのに小論が少しでも役立てば幸いである。

註

- (1) 白石太一郎「岩屋山式の横穴式石室について」(『ヒストリア』第49号, 1967年, 森浩一編『論集終末期古墳』塙書房, 1973年, に再録)。
- (2) 白石太一郎「畿内の後期大型群集墳に関する一試考——河内高安千塚及び平尾山千塚を中心に——」(『古代学研究』第42, 43合併号, 1966年)及び註(1)論文。
- (3) 森浩一「あとがきにかえて」(森浩一編『論集終末期古墳』, 前掲)。
- (4) 水野正好「群集墳と古墳の終焉」(角川書店『古代の日本』5 近畿 所収, 1970年)。
- (5) 明日香村教育委員会『史跡中尾山古墳環境整備事業報告書』(1975年)。
- (6) 明日香村教育委員会『史跡牽牛子塚古墳』(1977年)。
- (7) 明日香村教育委員会『マルコ山古墳発掘調査概要』(1978年)。
- (8) 奈良県教育委員会・京都府教育委員会『奈良山Ⅲ—平城ニュータウン予定地内遺跡調査概報一』(1979年)。
- (9) 京都市旭山古墳群の調査などはその代表的なものである。木下保明ほか『旭山古墳群発掘調査報告』(『京都市埋蔵文化財研究所調査報告』第5冊, 1981年)。
- (10) 1980年11月2日に関西大学で開催された日本考古学協会のシンポジウム『終末期古墳の諸問題』でもこうした考え方が支配的であった。
- (11) 原秀三郎「大化改新論批判序説」(『日本史研究』85・86号, 1966年), 門脇禎二「大化改新は存在したのか」(『中央公論』1967年6月号)。

1 年代基準の再検討

後期から終末期にかけて古墳の年代決定の物差しとして最も普遍的に用いられているのは、須恵器の型式編年である。ここではまず現在提唱されている畿内におけるいくつかの須恵器編年案において、当該時期の須恵器の実年代がそれぞれいかなる根拠により決定されているのかを簡単にみておくことにしたい。

1960年代に近畿地方の多くの研究者が後期古墳の年代決定の尺度として用いたのは、1958年、森浩一氏が大阪府南部の須恵器窯跡群の出土資料をもとに組み立てられた型式編年であった⁽¹⁾。この森編年はその後若干の修正が加えられているが、基本的には古墳時代から奈良時代までの須恵器をⅠ型式からⅤ型式に大別し、さらにそれぞ

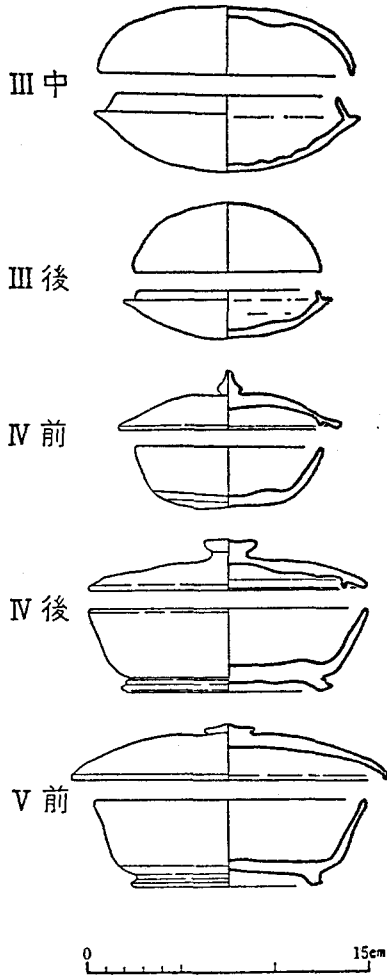


図1 森浩一氏の須恵器編年図

ることや、飛鳥地方の宮殿や寺院跡の調査成果をふまえて、Ⅲ型式後半を7世紀初頭まで存続したものとし、Ⅳ型式前半も7世紀前半から中葉にかけてのものと若干年代を新しい方へ修正しておられる⁽⁴⁾。

1961年より陶邑窯跡群（大阪府南部窯跡群）の本格的発掘調査が開始されたが、その成果をもとに、1966年田辺昭三氏は、この陶邑窯の須恵器を大きくⅠ～Ⅴの5期に区分し、さらにそれぞれの時期を4～5型式に細分する精緻な型式編年案を提唱された。このうち古墳時代の須恵器については、短脚1段透しの高杯を指標とする段階を第Ⅰ期、長脚1段透しの高杯が出現して以後を第Ⅱ期、宝珠つまみと高台の出現以後坏蓋内面のかえりが消失するまでを第Ⅲ期とし、それぞれ第Ⅰ期を5世紀代から6世

れを2～3の段階に細分するものである（図1参照）。この編年を近畿地方の後期から終末期にかけての古墳の変遷過程に照応させると、群集墳の多くが造墓活動を停止するのがⅢ型式の中葉ないし後半⁽²⁾の段階で、Ⅳ型式前半の時期には一部の群集墳でなお造墓が続き、また大型の切石造りの横穴式石室をもつ古墳が築造されたのもこの段階ということになる。

各型式の絶対年代について森浩一氏は、①聖徳太子墓のような切石造りの横穴式石室から出土する須恵器はⅣ型式前半に限られる。②奈良県五条市荒坂窯において川原寺式の瓦と同時に焼成された須恵器がⅣ型式後半であり、③藤原宮跡出土の須恵器の最終の型式はⅤ型式前半であることなどを根拠にⅢ型式中葉を6世紀後半、Ⅲ型式後半を6世紀末、Ⅳ型式前半を7世紀前半、Ⅳ型式後半を7世紀後半と考えられた⁽³⁾。その後、1973年には④天智陵の造営によって操業を停止したと考えられる京都市山科の天智陵兆域内の窯跡の須恵器がⅣ型式前半から多少Ⅳ型式後半をまじえるものであ

表1 田辺昭三氏の須恵器型式編年（『陶邑古窯址群』Iによる）

時期	指 標	型 式
I	短脚1段透し高杯	高蔵73→高蔵216→高蔵208→高蔵23→高蔵47
II	長脚1段透し高杯以後	陶器山15→高蔵10→()→高蔵43→高蔵209
III	宝珠つまみと高台の出現以後	()→高蔵217→()→()
IV	蓋内面のかえり消失以後	陶器山21→()→()→()→高蔵7
V	糸徹底出現以後	高蔵112→陶器山5

()は整理中の型式

紀前半まで、第Ⅱ期を6世紀前半から7世紀前半、第Ⅲ期を7世紀前半から7世紀後半と想定された(表1)。この場合、当面古墳の終末に関連して問題になる第Ⅲ期の初め、すなわち宝珠つまみの付く杯蓋の出現する年代については、京都市幡枝古窯跡で飛鳥時代の瓦と共伴した須恵器にこの種のもがみられることから、地域差の問題なども考慮してやや幅をもたせ7世紀前半という実年代をみちびいておられるのである⁽⁵⁾。さらに最近刊行された『須恵器大成』では、第Ⅱ期の最終末型式である高蔵209型式と第Ⅲ期初めの高蔵217型式との過渡期に位置づけられる京都市幡枝窯を615年から620年前後におき、高蔵209型式を7世紀初頭、高蔵217型式を7世紀前半とする年表を示しておられる⁽⁶⁾。

1976年、大阪府教育委員会から刊行された陶邑窯の調査報告『陶邑』Iにおいて中村浩氏は、田辺編年のV期分類を踏襲しながらも細分については、Ⅱ期を6型式、Ⅲ期を3型式に区分した編年案を発表された⁽⁷⁾。この中村編年は、その後も補正が加えられているが⁽⁸⁾、田辺編年が窯を単位に型式を設定しているのを批判し、窯の操業期間を配慮し、同時焼成の明らかな窯の床単位の型式設定を主張したもので、その各型式の構成はきわめて整然とした形式の組成よりなるのが大きな特長である。ただ報告書に示されているのは編年作業の方法とえられた結論のみで、その作業過程や基礎データともいうべき各窯跡における遺物の所属層序などはほとんど示されておらず、追試が不可能で、各型式の成立根拠を検証することができない点に不安が感じられるのである。なお当該時期の各型式の絶対年代については特に見解は示されていない。

このような陶邑窯跡群を中心とする須恵器編年の進展に併行して、奈良県の飛鳥・藤原京城の組織的な調査の進行にともない、この地域の宮跡や寺院跡出土資料にもとづく7世紀前後の土師器・須恵器の編年研究も著しく進展した。1978年に奈良国立文化財研究所より刊行された『飛鳥・藤原宮発掘調査報告』IIには飛鳥・藤原京城の調査成果にもとづき7世紀の土器を飛鳥I～飛鳥Vの5時期に区分する編年案が提示されている⁽⁹⁾。

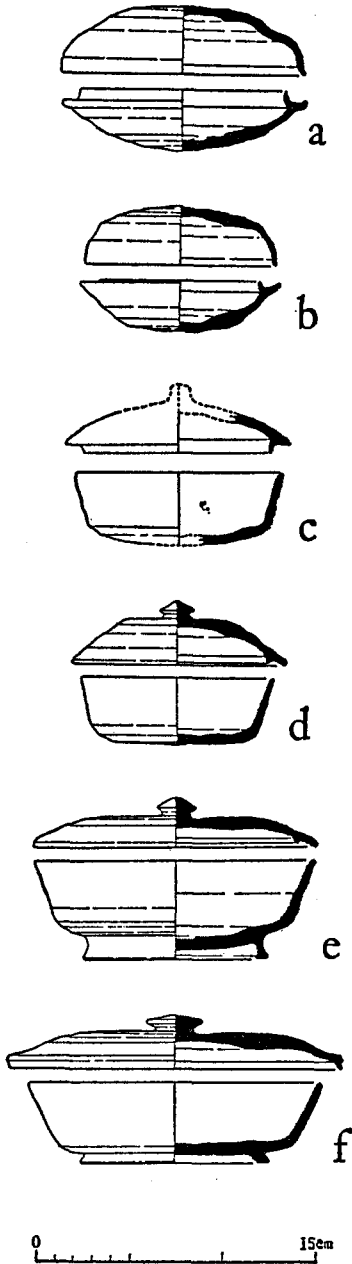


図2 須恵器杯分類図

いまそのうち須恵器の編年を中心にみてみると、飛鳥Ⅰは明日香村小墾田宮推定地の大溝S D050 上層出土土器⁽¹⁰⁾を標式とするもので、杯は図2 a類のような6世紀以来の身に蓋うけのたちあがりをもつものが圧倒的に多く、ごく少量蓋につまみと内面のかえりを持つもの(c類)が出現する段階。飛鳥Ⅱは明日香村の坂田寺跡で検出された池SG 100 出土土器⁽¹¹⁾を標式とするもので蓋に宝珠つまみとかえりをもつ小型の杯(d類)と、まだ身にひくいたちあがりをもつ小型の杯(b類)が相半ばして共存する時期。飛鳥Ⅲは明日香村大官大寺下層の井戸S E116や土壙S K121 出土土器⁽¹²⁾を標式とするものでb類の杯が完全に姿を消し、飛鳥Ⅱに比しやや大型化した蓋に宝珠つまみとかえりをもつd類の杯とともに、身に高台をもつe類が出現する。飛鳥Ⅳは明日香村雷丘東方遺跡の溝S D110⁽¹³⁾や飛鳥資料館敷地内の上井手遺跡の溝S D015⁽¹⁴⁾ 出土土器を標式とするもので、d類はほとんど姿を消し、高台をもつ杯も高台が低くなり、蓋に身受のかえりのあるものとなないもの(f類)が相半ばするという。飛鳥Ⅴは藤原宮東大溝S D105 出土土器⁽¹⁵⁾を代表例とするもので、藤原宮にともなう土器である。

この飛鳥Ⅰ～飛鳥Ⅴの土器編年は、さらに豊富な土師器資料の型式変化や製作技法の分析によってうらうちされており、畿内中枢部の消費地における編年としては今後若干の変更はあるとしてもその大綱はほぼ出来上がったものとして評価できよう。ところで問題はその実年代であるが、報告書では飛鳥Ⅰを7世

紀の第1四半期、飛鳥Ⅱを第2四半期、飛鳥Ⅲを第3四半期、飛鳥Ⅳを第4四半期、¹⁾飛鳥Ⅴを7世紀末から8世紀初頭としておられる。絶対年代比定の根拠については『飛鳥・藤原宮発掘調査報告』Ⅱには特に説明されていないが、同報告Ⅰ⁽⁶⁾によると①飛鳥Ⅰにともなう杯a類が飛鳥寺創建以前の飛鳥寺下層式の直後にくる型式であるところからその存続年代はA.D.600年を大きく隔たらないと思われること、②c類に近い杯が、京都市幡枝古窯で飛鳥寺創建当初に使用された瓦と同型式の素弁蓮華文軒丸瓦と伴出し、兵庫県明石市高丘古窯群ではより新しい型式の素弁蓮華文軒丸瓦と共伴している。③またこのc・d類のかえりをもつ杯蓋は川原宮造営以前(A.D.655年以前)と推定される埋土層より出土している。④さらにこの種の杯を伴う飛鳥Ⅱの坂田寺跡の池SG100では坂田寺創建時の単弁蓮華文軒丸瓦や手彫忍冬唐草文軒平瓦が出土していることなどからこのc・d類の杯が7世紀前半のものとして想定されることが指摘されている。

以上、畿内における須恵器編年案のいくつかと、当該時期にかかわるそれぞれの絶対年代決定の根拠をみてきたのであるが、現在の筆者には、これらの実年代想定の方法ならびにその結論について少なからぬ疑問を感じざるをえないのである。次にその疑問点のいくつかを述べることにしたい。

6世紀末葉から畿内では寺院の建立が開始されることは文献及び飛鳥寺などの考古学的調査の結果からも明らかである。したがって6世紀末から7世紀の須恵器の年代を考えるのに、文献上から創建年代のある程度知られる寺院所用の瓦との共存関係を拠りどころとする説があるのは当然である。特に寺院の瓦と須恵器が同一の窯で焼成されている場合は、須恵器の年代決定の有力な根拠となりうることはいうまでもない。森浩一氏はそのIV型式の後半の年代を奈良県五条市荒坂窯における川原寺創建瓦との共存関係から7世紀後半と想定されたのも、また多くの研究者が京都市幡枝窯でb類及びc類タイプの杯と伴出した飛鳥時代の軒丸瓦の年代から、両タイプの交替の時期を7世紀初頭に求めているのもその代表的な例といえる。

ところでこの方法を適用する場合、当然配慮されなければならない問題でありながら実際にはあまり考慮されていないと思われるのは瓦の製作年代の年代幅の問題である。たとえば奈良県桜井市の山田寺は『上宮聖徳法王帝説書』から金堂は皇極2年(643)に建立されるが、塔が完成するのは33年後の天武5年(676)であることが知られている。1976年から1979年にかけて奈良国立文化財研究所により実施された発掘調査の結果では、8葉単弁蓮華文のいわゆる「山田寺式」軒丸瓦には6種類がみられるが、金堂地区では瓦当面径が最も大きく、蓮子が1+5で弁が幅広くて長いA類が多数

畿内における古墳の終末

をしめ、塔地区では中房が小さく、内区と外区の間に一重の圏縁がめぐるB類が多いことが知られており、前者が金堂所用、後者が塔所用と想定されている⁽¹⁷⁾。ただA類は金堂地区以外からも出土しており、640年代に初めて製作された瓦が天武朝にも用いられていた可能性は充分考えられるのである。このほか、栗原寺露盤銘によれば、栗原寺は甲午の年(694)から和銅8年(715)に至る合せて22年を要して完成したことが知られるなど古代寺院の建設にはきわめて長い年月がかかっているのである。

一方、よく知られているように奈良県斑鳩町法隆寺若草伽藍の8葉素弁蓮華文軒丸瓦は大阪市の四天王寺の創建瓦と同型(同范)である。しかも型(范)のいたみから四天王寺例が若草伽藍のものより新しく造られたものであることが知られ⁽¹⁸⁾、さらに最近の調査でこの四天王寺所用瓦が大阪府枚方市の楠葉東遺跡の瓦窯で焼成されていたことも明らかになっている。この他、同型(范)瓦が複数の寺院から検出される例は数多く知られており、このことから軒瓦の范型が相当長期間にわたって保存・使用されたことが想定されるのである。

このように古代寺院の建設事業が本来相当長期間に及ぶものであり、さらに所用軒先瓦の范型それ自体が相当長年月にわたって使用されたものであることを考慮すると、従来おこなわれてきた窯跡における瓦との共存関係による実年代の想定には多くの問題があると考えざるをえない。筆者も岩屋山式の横穴式石室の年代を考える際、森編年のⅢ型式後半の須恵器の実年代を、京都市幡枝窯における北野廃寺創建瓦との共存関係から6世紀末葉から7世紀初頭に求めたことがある。これなどまさに共存する文様瓦の存続年代幅の上限のみしか考慮していなかったもので、たとえ上限の年代想定が正しいとしても、きわめて危険な年代の決め方といわねばならない。窯跡における瓦との共存関係から須恵器の年代を決めようとした他の研究者の仕事にも、特にその存続年代の幅を配慮したものはほとんど見うけられないのである。

以上は瓦陶兼業窯における同時焼成の瓦から須恵器の年代を追求しようとした場合のものであるが、単に同一遺構ないし同一層序で共存した瓦の年代から須恵器の年代を決めたものもいくつかみられる。『飛鳥・藤原宮発掘調査報告』Iで、c・d類の杯が坂田寺で8葉単弁蓮華文軒丸瓦や手彫忍冬唐草文軒平瓦に共存したことからその年代を7世紀前半に求めているのもその一例である⁽¹⁹⁾。この場合共存した瓦の年代はその遺物群の単に上限を決定しうるだけで、単独では年代決定の資料とはなりえないことはあらためて論ずるまでもなからう。

次にもう一つの疑問点は、須恵器などの実年代比定に用いる屋瓦を出土する寺院の創建年代それ自体の決め方である。いうまでもなく7世紀中葉以前のわが国の古代寺

院で、信頼できる文献資料からその創建年代がほぼ確実におさえられ、かつその遺跡・遺構の明確なものは、6世紀末葉の飛鳥寺と7世紀中葉の山田寺の2寺にかぎられる。したがってそれ以外の寺院については、考古学的な屋瓦の型式編年と厳密な文献批判にもとづく歴史学的な判断を総合した慎重な考証が要請されるのである。その意味から京都市幡枝窯出土の北野廢寺所用瓦を様式的には相当へだたりのある飛鳥寺創建瓦と同型式として7世紀初頭に求めた従来の理解⁽²⁰⁾には問題がないであろうか。また坂田寺を7世紀前半には存在したとする説⁽¹⁹⁾や、直接須恵器の年代とは結びつかないが、大阪府富田林市お亀石古墳と瓦を共有する同市新堂廢寺の創建瓦を飛鳥寺創建をあまり降らない7世紀初頭に求める説⁽²¹⁾についても、同様再検討の必要性を感じるのである。

これらの諸点を考慮すると、最近の飛鳥の5期編年を含めて現行の須恵器の実年代決定法には少なからず問題が存在するように思われるのである。以下、古墳の終末問題に直接関係する杯b・c・d類の絶対年代について具体的に私見を述べ批判をあおぐことにしたい。

まず、多くの研究者が実年代比定の根拠としている京都市幡枝窯の問題から検討してみよう。1963年にこの窯跡の発掘調査を担当された横山浩一・吉本堯俊氏の報告によると⁽²²⁾、出土した須恵器の杯は身に低いかえりがつき、底面を粗雑に仕上げた類が圧倒的に多く、蓋にかえりのある杯は1例だけで、その蓋のつまみは宝珠形ではなく乳頭状であるという。一方、軒丸瓦には弁端が桜花状になった10葉素弁の蓮華文軒丸瓦(a類)、前者に近似するが弁端の切れ込み部がふくれ、周縁がわずかに高くなったもの(b類)、8葉有稜素弁蓮華文のもの(c類)の3類がある(図3)。そして焼成

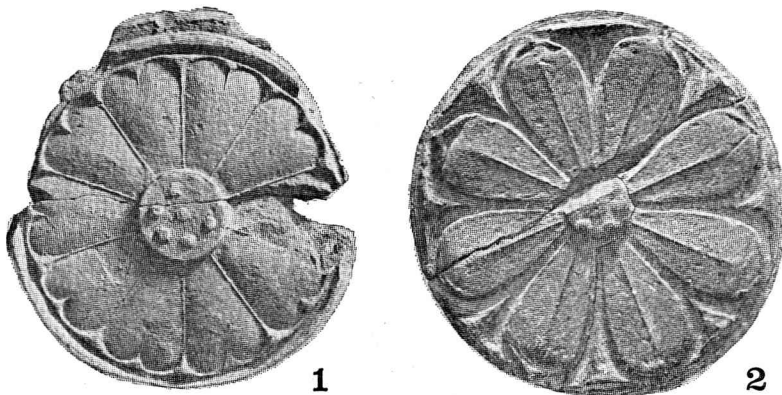


図3 幡枝窯出土の軒丸瓦

室は3層からなり、軒丸瓦a・b類は焼成室第3層（第1次床面）から、c類は同第1層（最終床面）から出土したが、丸瓦・平瓦や須恵器については層位による型式の変化はみられず、窯の継続年代は比較的短かかったと考えられている。

この幡枝窯出土の軒丸瓦は3類とも京都市北野麩寺から発見されており、同窯は北野麩寺所用瓦の瓦窯と考えられている。従来の諸説ではこの3類の軒丸瓦のうちa類（図3の1）及びb類が、飛鳥寺の創建瓦に近いことが強調されてきた。しかし飛鳥寺の創建瓦に想定されている素弁10葉蓮華文軒丸瓦やそれに後続する型式の素弁11葉蓮華文軒丸瓦⁽²³⁾と比較すると花卉の形式化が著しく、また中房の径も大きくなり、形式的に何段階か後出のものであることは明瞭である。さらに注意されるのは、c類のいわゆる高句麗様式とよばれる有稜素弁8葉蓮華文軒丸瓦（図3の2）が伴出する事実である。この花卉中央の稜線をメルクマールとするいわゆる高句麗様式の軒丸瓦は藤沢一夫氏によってそれが高句麗から直接もたらされたものではなく、百済を経由した高句麗・百済様式にほかならないことが指摘されているが⁽²⁴⁾、問題はこの種の高句麗・百済様式が日本にもたらされた年代である。

この種の有稜素弁蓮華文軒丸瓦で現在最も古いと考えられているのは奈良県明日香村豊浦寺跡出土例である⁽²⁵⁾。豊浦寺のこの種の軒丸瓦には弁間の空隙に珠粒を配するものと下重の覗花卉を楔形に表現するものの2種類があるが、幡枝例は後者に近く、また様式的には幡枝例の方が表現も古拙で、中房も小さく、形式的には若干さかのぼる可能性も考えられる。ただこの種の瓦の日本における出現という飛鳥時代屋瓦の変遷過程における大きな画期は、やはり豊浦寺の造営と結びつけて理解すべきであろう。豊浦寺の創建については、『元興寺伽藍縁起』には仏教伝来のはじめ欽明天皇13年（552）蘇我稲目がその向原の家を寺にしたのが起源であるといい、また推古天皇元年（593）等由良宮を寺とし、等由良寺といったことになっている。しかしこの『元興寺伽藍縁起』を詳細に検討された福山敏男氏はこれら豊浦寺に関する古い記文はすべて後世のもので信頼性が全くないことを明らかにし、豊浦寺はおそらく蘇我蝦夷が舒明朝にその宅の近くに立てた尼寺であったらうと推定しておられる⁽²⁶⁾。この福山説はきわめて穏当な解釈と思われ、出土瓦の飛鳥寺創建瓦との様式的距離からも支持できよう。考古学研究者の中には、ほぼN20°Wの振りをもつ2基の建物が検出され、弁間珠粒式の豊浦寺式瓦を出土する広厳寺境内付近を推古11年（603）に天皇が豊浦宮から小墾田宮にうつり、その宮跡を寺としたという豊浦寺の故地にあて、さらに形式化した豊浦寺式瓦を出土する南方の塔跡を『聖徳太子伝暦』に舒明天皇6年（634）豊浦寺の塔心柱を建てたとする塔跡にあてる説⁽²⁷⁾をとる人がいるが、福山説を認める立

場からは首肯しがたい。

このように有稜素弁蓮華文軒丸瓦（豊浦寺式）の出現を舒明朝頃に創建されたと推定される豊浦寺に求めると、幡枝窯の軒丸瓦c類もまた630年代あるいはそれ以降と考えざるをえないのである。a・b類についても前述のように飛鳥寺創建瓦とは様式的に相当距離があり、かつ調査者の指摘されるように、窯自体の継続年代も比較的短かかったと考えざるをえないとすれば、ほぼ同時期と考えてさしつかえないことになる。

兵庫県明石市高丘第2・5・7号窯からは、幡枝窯で1点だけみられた頂部のつまみと口縁部内面にかえりを持つ須恵器の杯（図2c類）が、奈良県明日香村奥山久米寺跡にみられる花卉端が尖った素弁8葉蓮華文軒丸瓦と同類の瓦に伴出している⁽²⁸⁾。この軒丸瓦は花卉も中肉で、中房も半球状を呈し、さらに周縁も幅が広く高くなっており、素弁蓮華文軒丸瓦の中では形式化が最も進んだグループに含まれるものである。直接その実年代を想定する材料はとぼしいが、様式上幡枝窯の瓦よりやや新しい7世紀の第2四半期から中葉にかけての年代が想定できよう。この点、須恵器ではまだ杯b類が主体をしめる幡枝窯の瓦が7世紀の第2四半期に位置づけられるのであるから、杯c類が中心となる高丘窯の瓦を7世紀の中葉に近い年代に比定しても矛盾はないのである。

幡枝窯や高丘窯の実年代を、主としてその瓦から以上のように考えると、須恵器の杯b類は7世紀の第2四半期までは確実に生産されており、杯c・d類は7世紀の第2四半期中に出現し、その製作年代の中心は7世紀中葉頃にあったということになるが、このような年代観は、最近調査の進んでいる畿内各地の宮都の調査結果とは整合しないものであろうか。次にこの点を検討してみたい。

飛鳥地域のようにかぎられた範囲に各時期の宮都が重複して営まれた地域では、たとえ宮跡と想定される遺構が検出されていてもそれが如何なる宮跡であるかを明らかにすることはきわめて困難である。その点宮都が大和をはなれて営まれた難波宮と大津宮の場合は、はるかに高い確率でその遺跡を比定しうるのである。特に難波宮については、1954年以来の継続的な調査によって前期・後期の2時期にわたる内裏・朝堂院の遺構が検出されていることは周知のところである。そのうち前期の難波宮については、その建物が火災をうけている事実から天武朝の朱鳥元年(686)に焼亡した天武朝の難波宮であることが知られており、さらに調査者はこの遺構を白雉3年(652)に創建された難波長柄豊碕宮にほかならないと考えておられる⁽²⁹⁾。この前期難波宮が孝徳期にまで遡るか否かは、いわゆる大化改新の評価にもからんで大きな問題をもつ

畿内における古墳の終末

が、その鍵を握るのは、この前期難波宮の大規模な整地層ないしはその下層から出土する土器の型式とその年代であることはいうまでもない。

1965年に刊行された『難波宮址の研究』研究予察報告第5（第2部）で中尾芳治氏はこの整地層ないしその下層から出土する土器の問題を整理し、整地層及びその下層の灰色粘土層の須恵器がまだ身に蓋うけのかえりをもつ杯 a 類及び b 類であることを指摘しておられる⁽³⁰⁾。この所見はその後の調査の進展の結果でも変更の必要は認められないようで、遺跡を東西に横断する阪神高速道路東大阪線の建設に伴う発掘調査の結果でも、整地の時期にきわめて近いと判断される整地層下の黒灰色粘質土層やこれを切り込む土壌 S K10043 の須恵器の杯は大部分身にかえりをもつもので、黒灰色粘質土層で 1 点だけ蓋に宝珠つまみをもち、内面にかえりを有する d 類の杯が出土しているにすぎない⁽³¹⁾。

このような前期難波宮整地層ならびにその下層出土土器のあり方から考えると、この整地の時期は、筆者が小論で展開しつつあるように、この時期の須恵器の絶対年代を最も新しく考える立場に立ったとしても、到底天武朝まで下るものとは考えられないのであって、この大規模な整地工事は孝徳朝における長柄豊碕宮造営にともなうものと考えざるをえないのである。とすれば逆にこの整地層及び下層出土の土器は、7世紀中葉の土器の組合せ関係を知る絶好の資料ということになろう。長柄豊碕宮の造営がいつから開始されたかは史料からは必ずしも明確ではないが、大化元年(645)をさかのぼらないことはまず確実であろう。なお 1 点であるが前期難波宮朝堂院東回廊中央柱の掘方内から d 類の須恵器杯蓋が出土していることも注目される⁽³²⁾。この資料と、前期難波宮整地層ないしその下層に d 類の杯が少量ながら含まれていることから、前期難波宮が長柄豊碕宮であるとすれば、7世紀の中葉には杯 d 類が出現してはいたが、消費地ではなお杯 a 類及び b 類が多量に用いられていた段階と考えられる。この点杯 d 類に型式上先行する杯 c 類の出現を 7 世紀第 2 四半期に求めたさきの幡枝窯や高丘窯の資料による想定と矛盾はない。

天津宮についてはようやくその遺構が考古学的に確認されはじめた段階で、遺物の実態はまだそれほど明確にはなっていない。国鉄湖西線建設にともなう発掘調査で検出された天津市穴太の VD 区の大溝の遺物群がおそらく天津宮期のものと推定されているが⁽³³⁾ 同期のもの限定する確証があるわけではない。むしろ天津市穴太遺跡で検出された瓦窯群は天津宮期に限定しうる可能性の高いものとして注目される。この瓦窯は白鳳期の単弁蓮華文軒丸瓦、複弁蓮華文軒丸瓦、素文方形軒平瓦、重弧文軒平瓦など多様な軒瓦と丸瓦、平瓦、方形平瓦などを焼成したもので、天津宮に関連する

建物群の存在が推定されている穴太遺跡に付属する瓦窯である⁽³⁴⁾。これらの各種の瓦の複雑な組合せは南滋賀廃寺や園城寺など大津市北郊の遺跡に共通するものであり、この穴太遺跡も大津宮・大津京との関係ではじめてその存在が理解しうる遺跡である。さらに大津京廃絶の歴史的状況を考慮すると、この瓦窯の存続年代はまず大津京時代(667~672年)に限定して考えることができるのである。

この穴太瓦窯では、瓦類と共存した須恵器が検出されている。それらの中には平底の杯身とともに高台をとまなう杯身(e類)が含まれることが注目されるが、蓋はいずれも扁平に近い擬宝珠形のつまみとかえりをもつもので、かえりを失い口縁部が下方へ屈曲するタイプ(f類)のものは全くみられないのである。まさに中村編年の第Ⅲ型式第3段階ということになろう。前期難波宮の資料から知られる7世紀中葉の様相との変化はいちじるしいが、20年間の変化として理解できない型式差ではない。

以上検討したところを整理すると次の如くなろう。①杯b類は従来7世紀の初頭ないしその第1四半期のものと考えられていたが、幡枝窯における豊浦寺系瓦との共存関係から7世紀の第2四半期に中心をおいて考えるべきであろう。これは長柄豊碕宮と考えられる前期難波宮の整地層及びその下層にこのタイプが多量に含まれていることから支持されよう。とすれば当然杯a類は7世紀の第1四半期ということになるが、これは型式的により先行する飛鳥寺下層出土の杯⁽³⁵⁾の年代を、飛鳥寺の建立が開始された崇峻元年(588)に近い頃、すなわち6世紀末葉のものと考えればよりスムーズに理解できよう。②杯c類は幡枝窯、高丘窯における飛鳥後期の瓦との共存関係から7世紀の第2四半期でも中葉に近い年代と考えられる。③杯d類は型式的には幡枝窯・高丘窯より後出のものであるが、前期難波宮の整地層及びその下層や回廊の柱の掘方から出土するところから7世紀中葉から一部7世紀の第3四半期にかかる時期のものであろう。④杯e類は、大津宮期の瓦窯と想定される穴太瓦窯から出土しており、670年前後に中心をおくものと推定される。

これを陶器窯跡群や飛鳥地域の土器編年に対応させると、田辺・中村編年の第Ⅱ期と第Ⅲ期の境が7世紀の第2四半期の終り頃、第Ⅲ期の最終段階が670年からそれほど下らない時期ということになり、森編年のⅢ後半が7世紀の第2四半期、Ⅳ前半が7世紀の第2四半期の終り頃から7世紀の中葉すぎ、Ⅳ後半が670年を中心とする前後20年ほどということになろうか。また奈良国立文化財研究所の飛鳥Ⅱは640~660年頃の土器の組合せを示すものと考えられる。

註

(1) 森浩一「和泉河内窯の須恵器編年」(『世界陶磁全集』1, 河出書房新社, 1958年)。

畿内における古墳の終末

- (2) 森浩一氏は当初Ⅲ型式を3期に細分し、前半・後半・末とされていたが、1966年以降、前半・中葉・後半とその呼称をあらためておられる。本稿ではすべて修正された名称にしたがっている。
- (3) 森浩一・石部正志「後期古墳の討論を回顧して」(『古代学研究』第30号, 特集 後期古墳の研究, 1962年)。
- (4) 森浩一「あとがきにかえて」(『論集終末期古墳』所収, 塙書房, 1973年)。
- (5) 田辺昭三『陶邑古窯址群』I (1966年)。
- (6) 田辺昭三『須恵器大成』(角川書店, 1980年)。
- (7) 中村浩ほか『陶邑』I (『大阪府文化財調査報告書』第28輯, 1976年)。なお中村氏は田辺昭三氏の「時期」を「型式」, 「型式」を「段階」と呼びかえておられる。
- (8) 中村浩ほか『陶邑』II・III (『大阪府文化財調査報告書』第29・30輯, 1977・1978年)。
- (9) 奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査報告』II (『奈良国立文化財研究所学報』第31冊, 1978年)。
- (10) 奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査報告』I (『奈良国立文化財研究所学報』第27冊, 1976年)。
- (11) 奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』3 (1973年)。
- (12) 奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』6 (1976年)。
- (13) 奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』1 (1971年)。
- (14) 奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』3 (前掲)。
- (15) 奈良県教育委員会『藤原宮』(『奈良県史跡名勝天然記念物調査報告』第25冊, 1969年)。
- (16) 奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査報告』I (前掲)。
- (17) 奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』7・9・10 (1977・1979・1980年)。
- (18) 文化財保護委員会『四天王寺』(1967年)。
- (19) 奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査報告』I (前掲)。
- (20) 田辺昭三「飛鳥・奈良朝の須恵器」(『日本美術工芸』第393号, 1971年) ほか。
- (21) 坪井清足「墓制の変貌」(『世界考古学大系』4, 平凡社, 1961年)。
- (22) 横山浩一・吉本堯俊「京都市幡枝の飛鳥時代・瓦陶兼業窯跡」(『日本考古学協会昭和38年大会研究発表要旨』1963年)。
- (23) 奈良国立文化財研究所『飛鳥寺発掘調査報告』(『奈良国立文化財研究所学報』第5冊, 1958年)。
- (24) 藤沢一夫「日鮮古代屋瓦の系譜」(『世界美術全集』第2巻所収, 角川書店, 1961年)。
- (25) 稲垣晋也『飛鳥白鳳の古瓦』(1970年)。
- (26) 福山敏男「豊浦寺の創立」(『日本建築史研究』所収, 墨水書房, 1968年)。
- (27) 坪井清足「飛鳥寺建立」(『古代の日本』5, 角川書店, 1970年)。稲垣晋也『古代の瓦』(『日本の美術』66, 至文堂, 1971年)。
- (28) 兵庫県教育委員会『明石高丘地区埋蔵文化財調査略報』(1968年)。
- (29) 中尾芳治「難波宮と難波京」(日本古代文化の探究『都城』社会思想社, 1976年)。
- (30) 中尾芳治「難波宮造営前の遺跡調査報告」(『難波宮址の研究』研究予察報告第5, 第2部, 1965年)。
- (31) 藤田幸夫「難波宮下層遺跡出土の土器について」(『難波宮の研究』第7, 1981年)。
- (32) 大阪市教育委員会『昭和46年度難波宮跡調査報告書』(1972年)。
- (33) 滋賀県教育委員会『湖西線関係遺跡調査報告書』(1973年)。
- (34) 林博通・葛野泰樹「滋賀県大津市穴太遺跡の瓦窯跡」(『考古学雑誌』第64巻第1号, 1978年)。
- (35) 奈良国立文化財研究所『飛鳥寺発掘調査報告』(前掲)。

2 横穴式石室の変遷

前節では終末期古墳の厳密な年代決定のための前提作業として7世紀代の須恵器の絶対年代について検討を試みたわけであるが、畿内の終末期の古墳、それも特に支配者クラスの墳墓と想定される大型の横穴式石室をもつ古墳では、須恵器などの副葬遺物の存在が知られているものはきわめて少ない。したがって畿内の終末期古墳の変遷過程を追求するには、さらに須恵器などの副葬品以外のものの変遷過程を考えるための相対的なスケールを用意しなければならない。小論ではそのスケールとして畿内の後期末葉から終末期の古墳の横穴式石室をとりあげ、その相対的な変遷過程を軸に、古墳それ自体の変貌の過程をあとづけることにしたい。またこの横穴式石室の編年に、前節の須恵器の年代観を照応させることによって、畿内における古墳の終末の過程を暦年代のスケールにのせ、古代史の問題として展開させることが可能になろう。

ところでこの時期の畿内の横穴式石室には地域差やあるいは工人集団の相違によって生ずる差異などから、いくつかの系統の横穴式石室が存在することが予想される。奈良盆地東南部に分布するいわゆる埴埴式石室はその顕著な例であり、また横穴式石室以外に横口式石槨なども加わり、さらにそれらが相互に影響しあってきわめて複雑な様相を呈している。しかしこの時期の畿内中枢部の大和や河内の大型古墳に採用された横穴式石室は、基本的には一系列で、天王山式→石舞台式→岩屋山式→岩屋山式Ⅱ式→二子塚式の5型式に編年できるものと考えている。次にそれらの諸型式の型式設定の根拠を示し、その変遷過程をあとづけてみよう。

天王山式は奈良県桜井市天王山古墳例⁽¹⁾を標式とするものである。天王山古墳は一辺約45メートルの方墳で、石室内には刳抜式の家形石棺を蔵する。石室(図4の1)は花崗岩の自然石を架構したもので、玄室は長さ6.5メートル、幅3.0メートル、高さ4.3メートルで奥壁が3段積み、左右両壁が3～4段積み、玄門上の前壁が2段積みで四壁とも上方を内傾させている。羨道は長さ8.8メートル、幅1.8メートル、高さ2.0メートルで壁面は玄室との境で玄門を構成する袖石が1段からなるほかは2～3段積みで構成されている。

この天王山式の類例としては、奈良県広陵町の牧野古墳の石室⁽²⁾(図4の2)をあげることができる。同古墳は径約45メートルの円墳で、やはり玄室内に刳抜式の家形石棺をもつ。玄室の長さ6.6メートル、幅3.1メートル、高さ(現状)3.6メートル、羨道は長さ9.2メートル、幅1.6メートルを測り、さきの天王山古墳とほぼ同規

畿内における古墳の終末

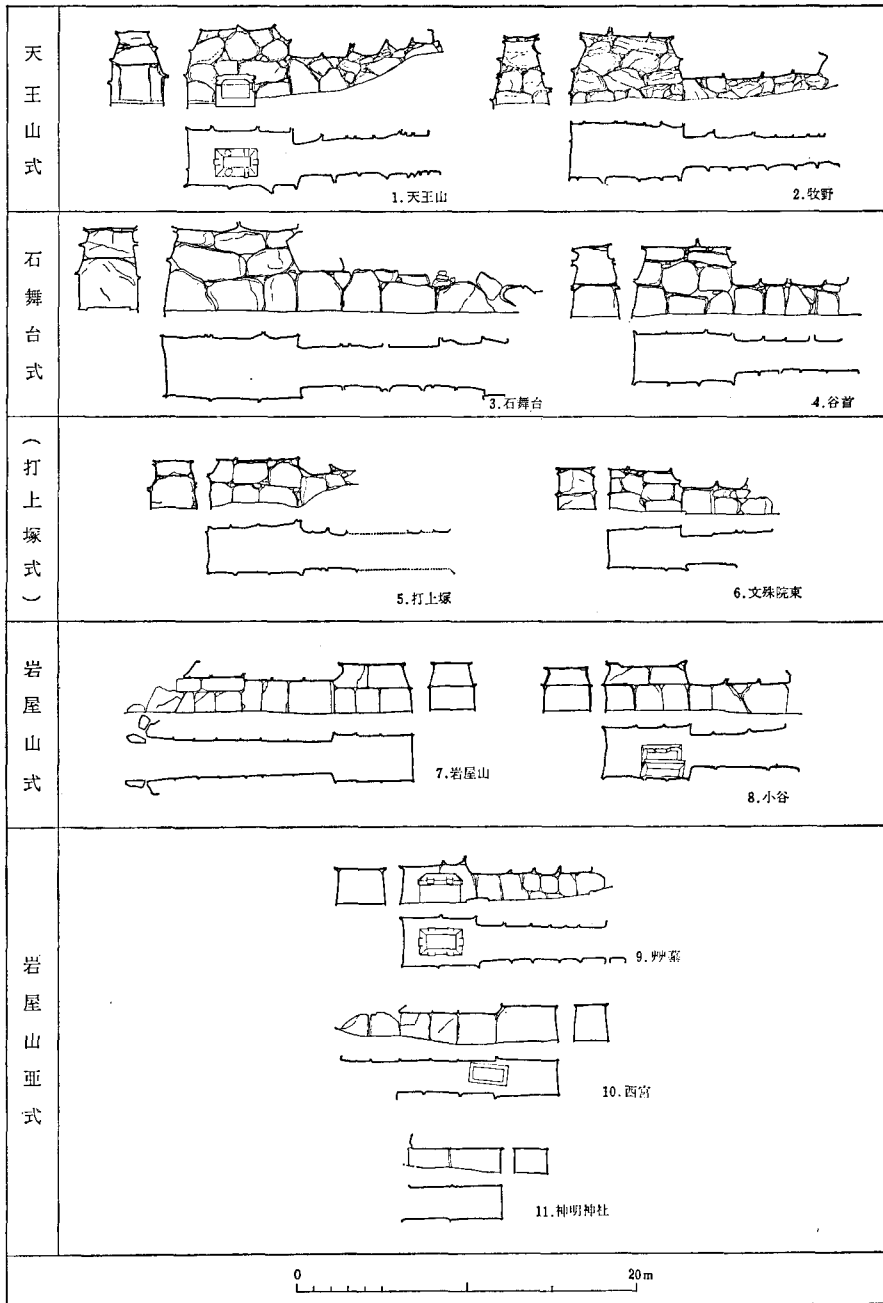


図4 終末期横穴式石室の型式変遷

模である。さらにその壁面構成も玄室の奥壁が3段、左右両壁が4段、玄門上の前壁が2段で、四壁の内傾度も天王山例とほぼ同じである。羨道についても最奥部の袖石が1段からなるほかは2～3段積みであるところもかわらない。このような両者の共通性は単に両者が同一の型式に含まれるとする理解では不十分で、当然共通の企画にもとづいて築造されたものであろう。

なお、この天王山式の横穴式石室より1段階さかのぼる型式の石室としては、奈良県新庄町二塚古墳⁽³⁾の後円部石室をあげることができる。花崗岩自然石積みの両袖式石室で、玄室は長さ6.7メートル、幅3.0メートル、高さ4.1メートル、羨道は長さ9.7メートル、幅1.7メートル、高さ（玄門部）2.2メートル。用材は天王山式より小型で、玄室の壁面は5～6段積み、羨道は2～4段積みであるが、玄室に接する袖石に大型石材を用いるところや、羨道は玄門に進むにしたがって天井が低くなっている点などは天王山式と共通する。ただ用材が小さいことや、羨道の幅に対する玄室の幅の百分比（羨道幅指数）が天王山例や牧野例が64前後であるのに対し62程度である点など明らかに型式的に先行するものであり、天王山式がこの二塚式の後続型式にほかならないことを示している。

天王山式に続く石舞台式の横穴式石室の類例としては奈良県明日香村の石舞台古墳⁽⁴⁾や同桜井市谷首古墳⁽⁵⁾例をあげることができる。石舞台古墳は周囲に空濠とその外堤をめぐらした一辺約50メートルの方墳であり、谷首古墳も一辺約40メートルの方墳である。この段階になると花崗岩の用材がいちじるしく大型化するとともに、一部その内面を平らに調整することが始まり、石室は整美なものとなる。石舞台古墳例（図4の3）は玄室の長さ7.7メートル、幅3.4メートル、高さ4.8メートルで奥壁は2段、左右両壁は3段、玄門上の前壁は1段となる。羨道は長さ11.5メートル、幅2.4メートル、高さ2.6メートルで、壁面は奥の方が1段で入口に近い方は第1段の巨石の上にもう1段石材を平積みにしており、石材の表面は平らに調整されている。

谷首古墳の横穴式石室（図4の4）は石舞台例にくらべると少し小さいが、その平面・立面のプロポーションはほぼ共通し、壁面の構成も玄室は奥壁2段積み、左右両壁3段積み、羨道は基本的に1段積みで、入口部だけ一部2段積みとなっている。また玄室の四壁がゆるやかに内傾することや、羨道の壁面など一部に切石加工が認められるところも石舞台古墳と全く共通するが、ただ玄室の前壁の玄門上方が2段となっている点だけが異なる。石舞台、谷首例ともに羨道幅指数は70前後で天王山式よりも明らかに羨道部の幅の割合がましている。

石舞台式の壁面構成をさらに単純化し、様式的に整備したのが岩屋山式の石室であ

畿内における古墳の終末

る。この岩屋山式の横穴式石室についてはかつて論じたことがあるが⁽⁶⁾、奈良県明日香村岩屋山古墳⁽⁷⁾、同桜井市ムネサカ第1号墳⁽⁸⁾、同橿原市小谷古墳⁽⁹⁾、同天理市峯塚古墳⁽¹⁰⁾の石室をその類例にかぞえることができる。このうち岩屋山古墳例とムネサカ第1号墳例は全く同形同大で、平面・立面とも同一の企画にもとづいて築造されたことが明らかなものであり、他の2例は岩屋山古墳の企画を一部縮小したものにほかならない。

岩屋山古墳の墳丘については次節で詳しくのべるが、一辺約45メートル程度の方墳と考えられている。石室(図4の7)の用材はすべて花崗岩で、内面には精巧な切石加工がほどこされている。玄室の壁面は2段積みで奥壁は上下各1枚、側壁は上段2枚、下段3枚の切石からなり、各壁とも上段は内側へ傾く。羨道の側壁は奥半部は1段であるが、前半は2段積みとなっている。玄室の石材の間隙には漆喰を充填する。玄室の長さ4.7メートル、幅2.7メートル、高さ2.6メートル、羨道の長さ12メートル、幅1.9メートル。

ムネサカ第1号墳は径約45メートルの円墳で、横穴式石室の石材の加工度は岩屋山例よりやや劣り、石材の架構もやや粗雑ではあるが、岩屋山例と同一の石室を企画していたことは明らかである。石材の目地を漆喰でつめるところも同様である。

小谷古墳の墳形については、封土の大半を失っているので不明であるが、墳丘背後の山丘の整形痕から方墳であった可能性が大きいと思われる。石室(図4の8)は花崗岩の切石を用いたもので、玄室の壁面構成は全く岩屋山古墳と同巧で、奥壁および左右両壁は2段積みで奥壁は上下2枚、側壁は下段3枚上段2枚の切石で構成され、いずれも上段がやや内傾する。羨道は左右両壁ともそれぞれ3枚の巨石を並列している。玄室の長さ5.1メートル、幅2.8メートル、羨道の長さ6.5メートル、幅1.9メートル、玄室の石材の間隙には漆喰が充填されており、玄室には刳抜式の家形石棺が遺存している。

峯塚古墳は径35メートルの円墳で、墳丘の斜面に凝灰岩質砂岩の切石を葺く。やはり石室の壁面は、玄室が2段、羨道が奥半部1段、前半部2段の花崗岩の切石で構成されており、基本的には岩屋山例と同じであるが、ただ玄室の左右側壁が上下とも2枚ずつの切石からなるところが異なる。玄室の長さ4.6メートル、幅2.6メートル、羨道の長さ6.5メートル、幅1.9メートル。やはり石材の目地には漆喰を使用しているらしい。

このほか、現在は実見できないが、大阪府太子町の聖徳太子墓がこの岩屋山式石室であろうと考えられる⁽¹¹⁾。なお岩屋山式石室の羨道幅指数は、小谷古墳が68、それ以

外は71～73である。

この岩屋山式石室とそれに先行する石舞台式の間に、打上塚式ともいべき中間型を設定することができる。これは奈良県明日香村の打上塚古墳例⁽¹²⁾(図4の5)を標式とするものである。この打上塚古墳は径約30メートル程度古墳で墳形は不詳、一部に切石加工をほどこした花崗岩の片袖式石室で、玄室の長さ5.1メートル、幅2.5メートル、羨道の前半部は失われていて正確な長さは不明であるが、幅は2.1メートル。玄室の壁面は各壁とも2段積みで羨道の少なくとも奥部は基本的に1段で構成される。石舞台式の玄室を少し低くしたもので、玄室、羨道の壁面構造は基本的には岩屋山式のそれに一致し、形式的には岩屋山式の直前の型式として理解することができる。ただ羨道部の壁面構成や石材の切石加工度は石舞台式の方がより進んでいるとも考えられ、年代的には石舞台式と併行するものかも知れない。奈良県桜井市の文珠院東古墳例⁽¹³⁾(図4の6)、同市秋殿古墳例⁽¹⁴⁾、大阪府太子町葉室石塚古墳例⁽¹⁵⁾などもこの型式に属するものと考えられる。

岩屋山式の横穴式石室の壁面構成をさらに単純にした横穴式石室がいくつか知られており、筆者はそれらを一括して岩屋山亜式と呼んでいる。まず岩屋山式の玄室の壁面を1段にし、奥壁1枚、左右それぞれ2枚の切石で構成したものが奈良県桜井市艸墓古墳⁽¹⁶⁾の横穴式石室(図4の9)である。この艸墓古墳は長辺約28メートル、短辺約22メートルの方墳で、玄室長4.6メートル、幅2.8メートル、高さ2.2メートル、羨道長8.8メートル。石材の目地には漆喰をつめている。石室内に刳抜式の家形石棺が納められている。

この艸墓例をさらに単純にしたものが奈良県平群町の西宮古墳例⁽¹⁷⁾(図4の10)である。西宮古墳は一辺約20メートルの方墳で、花崗岩の切石を組んで石室を造る。玄室は奥・左右両壁ともそれぞれ1枚の切石で構成され、羨道の側壁も1段5枚の切石からなる。石室は小型化し、玄室長3.6メートル、幅1.8メートル、高さ2.2メートル、羨道長約9メートル、幅1.5メートル、高さ1.8メートル。やはり石材と石材の間に漆喰の使用が認められる。石室内に刳抜式石棺の棺身が遺存する。

奈良県新庄町の神明神社古墳⁽¹⁸⁾の横穴式石室(図4の11)は花崗岩の切石を架構して築成したもので奥壁1枚、左右両壁および天井はそれぞれ2枚の切石で構成され無袖式の石室である。ただ左右両壁とも奥壁より3メートルのところに、奥の方がわずかに広がるようにした縦の段状の刳込みがあり、おそらく玄室に相当する部分の閉塞のための施設と思われる。石室の全長5.1メートル、うち玄室相当部分の長さ3.0メートル、幅1.5メートル、高さ1.5メートル。石材の間隙に漆喰が遺存する。

畿内における古墳の終末

これら岩屋山式の亜式に含めた艸墓古墳例、西宮古墳例、神明神社古墳例はそれぞれ横穴式石室の形態を大きく異にするが、これは上述のように岩屋山式石室の壁面構成の単純化としてとらえることができるのである。さらにそれは石室の小型化や玄室幅に対する羨道幅の比率の増大とも併行する動きであった。羨道幅指数は艸墓の75から西宮の82をへてついに玄室、羨道の差のない神明神社古墳例に至るのである。

二子塚式は大阪府太子町二子塚古墳⁽¹⁹⁾の石室を標式とするものである。この二子塚古墳は2基の方墳を接続して営んだ双方墳ともいうべきもので、南北両丘とも一辺約25メートル、両丘を通じた全長は約60メートルになる。両丘ともにほぼ同形同大の横穴式石室があり、刳抜式の家形石棺各1を納める。石室は一部に加工を加えた花崗岩を積みあげて構築しており、北丘のものは玄室長4.9メートル、幅1.7メートル、高さ1.6メートルで簡単な羨道がとりつき、南丘のものは玄室長4.4メートル、幅1.5メートルでやはり短い羨道がつき、ともに人頭大の石を積みあげて閉塞している。この石室の用材の加工度はそれほどいいではないが、これは内壁全面に漆喰を塗っていたため、壁面は漆喰で白壁に仕上げられていたものと思われる。

このように棺を納めると周囲にほとんど余裕のないほど小規模で、かつ幅と高さのほぼ等しい玄室に、退化した短い羨道を付加した横穴式石室としては、他に奈良県橿原市菖蒲池古墳例⁽²⁰⁾をあげることができよう。この古墳は墳形は不明であるが、うちに四注造りの蓋石をもち、内面に漆を塗った精巧な刳抜式家形石棺を2基縦にならべた横穴式石室をもつ。石室は羨道と玄室の前方を欠き、羨道部の構造は不明であるが、玄室の現存長約7.3メートル、幅2.6メートル、高さ2.6メートル。壁面は花崗岩の2段積みで下段がほぼ垂直に立てられているのに対し、上段はやや内傾する。用材はきわめて粗い加工を加えたにすぎず凹凸が著しいが、石材と石材の間隙および壁面の凹部にひろく漆喰が塗られていて壁面を平滑に仕上げている。

この二子塚古墳や菖蒲池古墳の石室は、岩屋山式亜式の神明神社古墳例と共通する要素もみられるが、岩屋山式の系譜をひくものとはいえないので、別個の型式を設定しておく必要がある。

以上の簡単な説明からも明らかなように、畿内における終末期の大型古墳の横穴式石室は、基本的には天王山式から石舞台式、岩屋山式、同亜式、二子塚式というように変化したものと考えられるのである。これらのうち二子塚式をのぞく各型式は、天王山式に先行する二塚式以来の型式変遷をあとづければ明確になるように、明らかに同一の系統の横穴式石室として理解されるのである。なお河上邦彦氏はこの石舞台古墳例から岩屋山古墳例への変化を考える私説を批判し、これを同時期のものとしてお

られる⁽²¹⁾。実際の暦年代上はともかく、石舞台式及び岩屋山式がそれぞれ別個の型式として設定できること、さらにその型式の変化が前後の関係でとらえられることは前述のとおりである。また実年代についても後述のように明確に相違すると考える。

次にこれらの各型式の絶対年代について検討してみることにしよう。筆者はかつて岩屋山式の横穴式石室の年代を考察した際に、①岩屋山式の直前の型式と考えられる打上塚式（秋殿南式）の大阪府太子町磯長石塚古墳から森編年のIV型式前半の須恵器が出土しており、この型式の須恵器が7世紀前半の実年代を付与できること、②新堂廃寺の創建瓦を周囲に積みあげていたところから7世紀初頭のものと考えられる大阪府富田林市お亀石古墳の横口式の家形石棺が岩屋山式に含まれる小谷古墳の家形石棺より1段階古い型式であることなどから、岩屋山式石室の実年代を7世紀の第2四半期に中心をもつものと考えた⁽²²⁾。しかし、前節で検討したように森編年のIV型式前半の須恵器の実年代は7世紀の第2四半期の終り頃から中葉すぎと考えられ、さらにそれは岩屋山式に先行する打上塚式にともなうものであって、この点から岩屋山式の絶対年代は7世紀の中葉前後からそれ以降に下げざるをえないことになるのである。

この場合お亀石古墳の年代についても再検討が必要となる。かつて筆者が採用した新堂廃寺の創建瓦を7世紀初頭に位置づける考えは、その素弁8葉蓮華文軒丸瓦を飛鳥時代でも最も古い段階のものとする藤沢一夫氏の説⁽²³⁾にしたがったものであった。ところでこの瓦は中房の周囲に溝をめぐる特異なもので、奈良県王寺町片岡王寺などにも近い例がみられるものである。このタイプの軒丸瓦は花卉が8葉であることや弁端に点珠を配する点で飛鳥寺系ではなく法隆寺若草伽藍の素弁8葉蓮華文軒丸瓦の系列に近いものである。その作りはきわめて端整なものとはいえ、蓮子を中房の周縁に配したり、また中房が周溝をもつこと自体も形式化のあらわれとも理解できなくはない。ただ瓦当はきわめて薄手で、周縁が低く細いこと、飛鳥寺例に近い古い型式の鷗尾が伴出していることなどを重視すると7世紀でも第2四半期まで下げることにはできないと思われ、その編年的位置づけは今後の課題とするほかない。ただし、お亀石古墳が新堂廃寺の飛鳥期の平瓦を使用しているということは、単にその年代の上限が新堂廃寺の創建時におさえられ、その下限が同廃寺の出土瓦でも最も多数をしめる白鳳期の瓦が使用されていない点から同廃寺の白鳳様式の瓦の年代までは下らないことを示しているにすぎないのである。さらに北野耕平氏の御教示によれば、お亀石古墳に使用されていた平瓦は同廃寺出土の平瓦の中でも最も古いものではないとのことであり、これらの点を配慮するとお亀石古墳の年代はやはり従来より少し下げて考える必要があり、7世紀の第2四半期に下るものと思われる。

畿内における古墳の終末

岩屋山式に先行する石舞台式の石舞台古墳については横穴式石室の発掘調査が実施されてはいるが、石室内から検出されている須恵器には明らかに古墳よりさかのぼる時期のものをも含めて各時期のものがみられ、本来の須恵器の型式は不明である。ただ1975年の外堤部分の発掘調査の際、葺石に接して森編年のIV型式前半の須恵器が検出されており⁽²⁴⁾、石舞台古墳の築造時期がIV型式前半の時期ないしそれ以前であったことが知られるのである。一方、巨視的にみればこの石舞台式に含まれると思われる奈良県桜井市の茅原狐塚古墳からは図2のb類に近い須恵器の杯が出土しており⁽²⁵⁾、森編年のⅢ型式後半、中村編年の第Ⅱ型式第6段階に相当するものと考えられる。この狐塚古墳の石室は、奈良県平群町烏土塚古墳⁽²⁶⁾、同桜井市越塚古墳⁽²⁷⁾、同御所市水泥塚穴古墳⁽²⁸⁾などとともに、玄室の奥壁及び玄門上の前壁を垂直に構築するという築造上の特色をもつ一群の石室に含まれるものである。この一群の石室の存在は河上邦彦氏がはじめて注意されたものであるが⁽²⁹⁾、確かに小論でとりあげている天王山式から岩屋山式垂式に至る系統とは工人集団を異にする別個の系統に属する横穴式石室であろう。ただ狐塚古墳の石室は玄室の壁面構成が基本的には3段積み、羨道が1段積みで、しかも羨道幅指数が71前後であり、羨道の高さに対する玄室の高さの比率なども石舞台式に近く、時代的特色を共有するものと考えたい。

これらの点から石舞台式の横穴式石室は須恵器では、森編年のⅢ型式後半から一部IV型式前半の時期のものということになり、前節の検討の結果では7世紀の第2四半期ということになる。

天王山式については、須恵器は不明であるが、天王山古墳の家形石棺の型式がお亀石古墳例などにくらべあまり型式差がないところから、石舞台式に先行するとしてもあまり年代差を考慮する必要はなさそうであり、6世紀末から7世紀初頭を中心とする年代を想定できよう。

岩屋山式に後続する岩屋山垂式については、艸墓古墳の家形石棺が型式的には岩屋山式に属する小谷古墳のそれと併行ないしは逆に若干先行する可能性のあるものであるところから、艸墓古墳が岩屋山式の一部に年代的に併行するものであることが知られるのである。さらに神明神社古墳例については、その玄室の長さが3メートル、幅及び高さが1.5メートルでそれぞれ唐尺の10尺、5尺にあたることから唐尺の使用が想定され、この点からも7世紀の第4四半期に下る可能性が考えられよう。これらのことから艸墓古墳例及び西宮古墳例が7世紀の第3四半期、神明神社例はその第4四半期に下るものと考えられるのである。

以上の検討の結果を整理すると、天王山式は6世紀末から7世紀初頭、石舞台式は

7世紀の第2四半期、岩屋山式は7世紀中葉から第3四半期にかけて、同型式は7世紀の第3四半期から一部第4四半期にかけてということになる。二子塚式は直接年代を検討する材料はないが、神明神社例と同様7世紀の第4四半期まで下るものであろう。

一方、こうした考古学的方法とは別に、これらの古墳には文献史料との対比から一部被葬者を想定できるものがあり、ひいては年代の推定が可能なものが存在する。その一つは牧野古墳である。『延喜諸陵式』には、

成相墓 押坂彦人大兄皇子。在大和国広瀬郡。兆域東西十五町。南北廿町。守戸五廻。

とあって、押坂彦人大兄の成相墓は大和国の広瀬郡内にあったことが知られる。ところでこの成相墓は東西15町、南北20町という『延喜式』所載の陵墓のなかでは最大の兆域をもっていたことが注意されるのであるが、『延喜式』にはほかにも広瀬郡内には、高市皇子の三立岡墓、和乙継の牧野墓があり、それぞれ東西6町・南北4町、東西3町・南北5町というようにこれまた広大な兆域をもっている。このことから、これらの陵墓はいずれも広瀬郡内の水田地帯に存在したとは考え難く、おそらく馬見丘陵の丘陵地帯に営まれていたと想定されるのである。いまこの馬見丘陵付近、それも旧広瀬郡内にあたる丘陵北半部で6世紀後半から7世紀初頭前後の、しかも皇位継承資格者である大兄の地位にふさわしい古墳をさがしてみると、この牧野古墳以外には全く見あたらないのである。こうした点から牧野古墳が彦人大兄の成相墓である蓋然性はきわめて高いと考えられる。彦人大兄の崩年については『書紀』には記載はないが、菟田香融氏はその子舒明天皇の出生年などから推測して、皇子は7世紀初頭までは在世したものとしておられる⁽³⁰⁾。山尾幸久氏のように用明2年(587)に、蘇我馬子やのちの推古天皇炊屋姫の画策により殺害されたとする説⁽³¹⁾もあるが、いずれにしてもその崩年が6世紀末から7世紀初頭の間であることは確実であり、この点、牧野古墳の横穴式石室についてのさきの考古学的な年代考定の結果と完全に一致するのである。

牧野古墳と同型式でしかもきわめて類似した横穴式石室をもつ天王山古墳については、元禄の検討以来、これを彦人大兄とほぼ同時代の崇峻天皇の倉梯岡陵に擬する説⁽³²⁾のあることも注目される。天王山古墳の所在は倉橋領内であり、年代にも矛盾はない。一方現崇峻陵は明治22年に、北浦定政の『打墨繩』の説をとって、倉橋の村落内の径約18メートルほどの小円墳を決めたものでその根拠はきわめて薄弱である。ただ『書紀』によると崇峻天皇はその5年11月3日、東漢直駒に弑せられ、即日倉梯岡陵に葬られており、この点を天王山古墳と結びつけて考えた場合どう理解するのか問

畿内における古墳の終末

題があり、また付近が古墳群地帯で後期古墳が多数分布し、さきの牧野古墳のように当該地域唯一の同時代大型古墳というわけにはいかない点に問題がのこるのである。

石舞台古墳については、喜田貞吉氏以来これを蘇我馬子の桃原墓にあてる説⁽³³⁾が有力である。『書紀』によると馬子の没年は推古34年(626)であり、舒明即位前紀(628)に「蘇我氏の諸族等悉に集ひて、嶋大臣の為に墓を造りて墓所にやどれり。」とあり、完成は630年頃であろうか。これもさきの石舞台古墳の石室についての考古学的な想定年代と齟齬はない。

岩屋山式の横穴式石室をもつことがほぼ確実と思われる大阪府太子町の聖徳太子墓については、その墓辺寺である叡福寺の存在などからこれを否定するのは困難である。ただ太子の没年を『書紀』は推古29年(621)とし、天寿国繡帳銘や法隆寺金堂釈迦像銘などは同30年(622)とするが、いずれをとるにしてもこれは岩屋山式石室を7世紀中葉から一部第3四半期にかけてとしたさきの年代考定と大きく矛盾する。この矛盾は、岩屋山式石室の年代を従来筆者が考えていたように7世紀の第2四半期に上げれば解決するわけであるが、その場合は岩屋山式に先行する石舞台式の想定年代も引き上げざるをえなくなり、石舞台古墳を蘇我馬子とするこれまた蓋然性の高い説と矛盾をきたすことになり、ひいては天王山式の牧野古墳を彦人大兄の成相墓にあてる説とも齟齬をきたすことになるのである。したがって、考古学研究者の立場からは、前述の考古学的な検討の結果を重視して、聖徳太子墓が岩屋山式石室であるとすればその築造年代が太子没年より相当遅れたものと仮定しておくほかはなく、その石室構造を確認できない現状では聖徳太子墓が岩屋山式石室であろうとする一つの想定をよりどころにして岩屋山式の年代を620年頃まで引き上げることはできない。

さらに、巨視的に畿内における大王家を中心とする支配者層墓の内部構造の変遷過程を通観した場合、岩屋山式を7世紀前半まで上げてしまうと、いわゆる横口式石槨系の墓室が大王陵や畿内有力豪族の墳墓に採用される7世紀の第4四半期までの間、すなわち7世紀の第3四半期の支配者層の墓室として想定される様式が、ごく少数の岩屋山垂式の横穴式石室をのぞくとほとんど見出せなくなる。持統元年(687)に築造された天武陵であることのみならず確実な明日香村の野口王墓古墳は、秋山日出雄氏の想定復原案⁽³⁴⁾によるとまだ墓室内に相当大きな空間をもつ多分に横穴式石室の要素をのこした横口式石槨であって棺を納めるにただけの空間しかもたない本来的な意味での横口式石槨が大王家の墳墓に採用されるのは、8世紀初頭と想定される奈良県明日香村高松塚古墳⁽³⁵⁾の存在などから考えても、7世紀の第4四半期から末葉のことと考えられるのである。この点からも、岩屋山式の横穴式石室の年代を7世紀の中葉か

らその第3四半期に求める説の妥当性が理解されよう。

註

- (1) 梅原末治『近畿地方古墳墓の調査』3 (『日本古文化研究所報告』9, 1938年)。
- (2) 白石太一郎・前園実知雄『馬見丘陵における古墳の調査』(『奈良県史跡名勝天然記念物調査報告』第29冊, 1974年)。
- (3) 上田宏範・伊達宗泰・森浩一・北野耕平『大和二塚古墳』(『奈良県史跡名勝天然記念物調査報告』第21冊, 1962年)。
- (4) 浜田耕作『大和島庄石舞台の巨石古墳』(『京都帝国大学文学部考古学研究報告』第14冊, 1937年)。
- (5) 小島俊次『古墳—桜井市古墳総覧一』(1958年)。
- (6) 白石太一郎「岩屋山式の横穴式石室について」(『ヒストリア』第49号, 1967年)。
- (7) 梅原末治『近畿地方古墳墓の調査』1 (『日本古文化研究所報告』第1, 1935年)。
- (8) 小島俊次『古墳—桜井市古墳総覧一』(前掲)。
- (9) 白石太一郎・関川尚功・大竹弘之「橿原市小谷古墳の測量調査」(『青陵』第38号, 1978年)。
- (10) 梅原末治「大和丹波市町山口の峯塚」(『歴史と地理』第1巻第5号, 1918年)。
- (11) 梅原末治「聖徳太子磯長の御廟」(『日本考古学論攷』所収, 1940年)。
- (12) 白石太一郎「明日香村打上古墳」(『奈良県の主要古墳』II, 1974年)。
- (13) 河上邦彦「桜井市文珠院東古墳」(『奈良県の主要古墳』II, 1974年)。
- (14) 前園実知雄「桜井市秋殿古墳」(『奈良県の主要古墳』I, 1971年)。
- (15) 森浩一ほか『大阪府史』第1巻(1978年)。
- (16) 梅原末治『近畿地方古墳墓の調査』1(前掲)。
- (17) 梅原末治『近畿地方古墳墓の調査』1(前掲)。
- (18) 白石太一郎「新庄町神明神社古墳」(『奈良県の主要古墳』II, 1974年)。
- (19) 北野耕平「河内二子塚調査概報」(『古代学研究』第19号, 1958年)。
- (20) 上田三平「菖蒲池古墳」(『奈良県に於ける指定史蹟』第1冊, 『史蹟調査報告』第3, 1927年)。
- (21) 河上邦彦「大和の大型横穴式石室の系譜」(『橿原考古学研究所論集』第4, 1979年)。
- (22) 白石太一郎「岩屋山式の横穴式石室について」(前掲)。
- (23) 浅野清・藤沢一夫・坪井清足『河内新堂廃寺烏舎寺跡の調査』(『大阪府文化財調査報告』第12輯, 1961年)。
- (24) 河上邦彦「大和の大型横穴式石室の系譜」(前掲)。
- (25) 網干善教「大和三輪狐塚古墳について」(『古代学』第8巻第3号, 1959年)。
- (26) 伊達宗泰ほか『烏土塚古墳』(『奈良県史跡名勝天然記念物調査報告』第27冊, 1972年)。
- (27) 伊達宗泰「越塚古墳」(『奈良県文化財調査報告書』第3集, 1960年)。
- (28) 河上邦彦「水泥塚穴古墳の実測調査」(『奈良県文化財調査報告書』第30集, 1978年)。
- (29) 河上邦彦「大和の大型横穴式石室の系譜」(前掲)。
- (30) 藺田香融「皇祖大兄御名入部について」(『日本書紀研究』第3冊所収, 塙書房, 1968年)。
- (31) 山尾幸久「大化改新論序説」上(『思想』1968年第7号, 1968年)。
- (32) 蒲生君平『山陵志』(1808年)。
- (33) 喜田貞吉「蘇我馬子桃原墓の推定」(『歴史地理』第19巻第4号, 1912年)。
- (34) 秋山日出雄「橿原大内陵の石室構造」(『橿原考古学研究所論集』第5, 1979年)。
- (35) 橿原考古学研究所編『壁画古墳高松塚調査中間報告』(1972年)。

3 支配者層墓の変質

前章では、畿内中枢部における終末期の大型古墳の横穴式石室の編年的整理を試みたわけであるが、次にこの石室の変遷過程を軸に畿内の支配者層墓にほかならない大型古墳の変質の過程をあとづけてみることにしたい。

すでにのべたように7世紀の畿内の大型横穴式石室は天王山式から石舞台式をへて岩屋山式へ、さらに岩屋山式の亜式へと変遷していった。その間石工技術の発達や渡来を背景にして石室は切石造りの整備なものへと変化したが、ただ大きな空間をもつ墓室（玄室）に長い羨道を伴うというその基本的構造については、少なくとも岩屋山式の亜式の第1段階に位置づけられる艸墓古墳の段階まではほとんど変化はなかった。ところが7世紀の第3四半期の終り頃と想定される西宮古墳の段階を境にその規模は急速に縮小し、神明神社古墳の段階になると玄室内は棺を納めるとほとんど余裕のない小空間に変化してしまうのである。このような横穴式石室の小型化は、次章でのべるようにこの時期の群集墳においても指摘しうる汎畿内的な現象であった。

さらに注意されるのはこの岩屋山亜式の最終段階の時期頃から、畿内の支配者層も横口式石槨をその墳墓の内部施設として採用するようになり、むしろそれが普遍化することである。少なくともこの時期以前においては、畿内の大王を含む支配者層の墳墓の墓室は横穴式石室にかざられていたのであり、逆に横口式石槨は河内を中心とする一部地域の渡来系集団の一部に採用されていたにすぎないのである。大王陵では天武陵が、横口式石槨を採用した最初の大王陵であろうと考えられるが、さきにもふれたようにその墓室は横穴式石室に横口式石槨の要素をとり入れたものと考えられるのである。

このような横穴式石室の小型化と横口式石槨の支配者層墓への採用は、同じ背景をもつ同一の現象と理解される。それは水野正好氏が指摘されるように、複葬墓（家族墓）から単葬墓（個人墓）への変化⁽¹⁾でもあったが、さらに多量の土器の墓室への持ち込みを特色とする後期古墳的な副葬品の消滅からもうかがえるように、イデオロギー的な変化を背後に伴う現象でもあった。横口式石槨が百濟墓制の影響下にまず7世紀の第2四半期頃から南河内の渡来系集団の間に出現する⁽²⁾ことから想定できるように、それはかつての黄泉国のイデオロギー⁽³⁾にかわる、朝鮮半島からの新しい他界観なり、葬送イデオロギーの受容を前提とする出来事であったと思われるのである。

いずれにしてもこの7世紀の第3四半期の終りから第4四半期のはじめにかけての

3 支配者層墓の変質

事と考えられる横穴式石室のいちじるしい小型化や支配者層墓における横口式石槨の採用は、古墳時代終末期における埋葬施設の変遷過程におけるきわめて大きな画期であり、また葬送儀礼や葬送イデオロギーの上でも大きな変化の時期であったと考えられるのである。

一方、この時期の支配者層墓の墳丘形態の変遷はどのようにとらえられるものであろうか。次にこの点について検討を加えてみよう。天王山式の天王山古墳が一辺約45メートルの方墳であり、牧野古墳が約45メートルの円墳であったことから明らかに、天王山式の段階の畿内の支配者層墓はすでに前方後円墳を採用しなくなっていた。天王山式以降の大型石室墳もまたいずれも方墳ないし円墳であることは前章にみたとおりである。畿内では天王山式に先行する大型横穴式石室の型式の例としてさきにふれた二塚古墳例をはじめ、奈良県当麻町平林古墳例⁽⁴⁾、同平群町烏土塚古墳例⁽⁵⁾など天王山式の1段階前の横穴式石室をもつ古墳のなかには前方後円墳が多数見出される。したがって6世紀末葉と想定される天王山式の成立の時期がまさに畿内における前方後円墳の消滅の時期でもあったことが知られるのである。

3世紀後半以来、わが国の古墳の最も代表的な墳形として3世紀にわたって築造され続けた前方後円墳が、ほぼ完全に姿を消すことは、古墳の変遷過程のなかできわめて重要な画期であることはいうまでもない。ただこの墳形の大きな変化にもかかわらず、その埋葬施設である横穴式石室や家形石棺、さらに副葬品の組合せ関係などには、この時期に特に大きな変化があったとは考えられず、埋葬法やそのイデオロギーの大きな変化は、さきにのべたように7世紀の第3四半期と第4四半期の間にこそ見出せるのである。埴輪についても、すでに6世紀後半の前方後円墳の中に、烏土塚古墳のように埴輪をもつものと、見瀬丸山古墳のように巨大古墳でありながらその認められないものが併存し、さらに天王山式の段階になっても牧野古墳のように埴輪が遺存するものが知られており⁽⁶⁾、巨視的にはともかく、現象としては前方後円墳の消滅とは必ずしも一致していないのである。このことは前方後円墳の消滅が葬法や葬送儀礼の変化にもとづくものというよりは、きわめて政治的・政策的な出来ごとであることを示唆するものといえよう。

一方、前方後円墳の墳形の採用が一斉に否定されて以降、それにかわって支配者層が採用した墳丘形態は、わが国の古墳の伝統的な墳丘形態でもある方墳と円墳であった。支配者層墓と想定される顕著な大型横穴式石室をもつ古墳にかざれば、円墳より方墳の方が多いようであるが、牧野古墳やムネサカ第1号墳、峯塚古墳、さらに聖徳太子墓のような大円墳の存在も決して無視できない。

畿内における古墳の終末

ところで蘇我氏系の大王陵の営まれた磯長谷古墳群には磯長高塚古墳（現推古天皇陵）や向山古墳（現用明天皇陵）などの大王陵の可能性の高い巨大な方墳があり、また蘇我馬子の桃園墓とする説のある石舞台古墳が方墳である一方、聖徳太子墓や有力な皇位継承資格者でありながら、蘇我氏との血縁関係をもたなかったため皇位につけなかった押坂彦人大兄の成相墓の可能性の高い牧野古墳が円墳であることから考えると、方墳は蘇我氏系の大王や豪族に、円墳は反蘇我氏ないし非蘇我氏系の皇族や氏族に採用されたものである可能性が強い。谷首古墳や艸墓古墳など顕著な方墳が営まれている桜井市阿倍山古墳群が、近接する安倍寺との関係などから当時の政権内部では蘇我氏に近い立場にあった阿倍氏の墳墓群と想定されるのに対し、石上神宮に近い天理市杣之内古墳群の円墳塚古墳が物部氏、桜井市粟原の粟原寺に近い円墳のムネサカ第1号墳が中臣氏との関係を指摘できることも、この想定がいちがい否定できないことを物語るものであろう。とすればこの6世紀末における前方後円墳の否定と、方墳の採用という古墳時代の終末を考える上に重要な画期は、蘇我氏の主導の下に進められた政策であったとも考えられるのである。進歩的なイデオロギーをもつ渡来系氏族と密接な関係をもっていた蘇我氏が、前方後円墳の造営という旧習を廃し、合せてその志向する身分秩序の再編と造墓の制度を改革するのに主導的役割りを果たしたことは充分考えられるのである。

前方後円墳の消滅とともに、7世紀における支配者層墓の墳丘形態の変革で無視できないのは八角墳の出現である。次にこの八角墳の問題について考えてみたい。現在畿内で確実に八角形の墳丘をもつ古墳として知られている古墳は、『阿不幾乃山陵記』の記載などから天武・持統合葬陵であることのまず確実な奈良県明日香村の野口王墓古墳と、これまた天智陵であることがほぼ確実な京都市山科の御廟野古墳、さらに現在舒明天皇陵に治定されている桜井市忍坂の段ノ塚古墳、さらに最近の調査で八角墳であることが確認された明日香村の中尾山古墳である。

このうち段ノ塚古墳は、外鎌山より南にのびる尾根の先端を利用して営まれた古墳で、その名の示すように台形の底辺状の前面を南に向けた3段築成の方形壇の上に、平面八角形で2段築成の墳丘が方形壇の前面に直交する古墳の主軸に八角の相対応する2角を合せて営まれていることを宮内庁の測量図から読みとることができる（図5）。読図によると方形壇の最下段前面の幅約105メートル、八角部の相対応する2辺間の長さ約42メートル、同部の高さ約12メートルで、それぞれ高麗尺の300尺、120尺、35尺程度に企画されたものであろう。方形壇の前面の最下段の基底には径50～80センチメートル前後の花崗岩らしい自然石を葺いていることが、生垣の外からも観察

される。さらに測量図によると八角部の基底にも一部石積みが表示されているが、これは上野竹次郎氏の『山陵』⁽⁷⁾に「上円ニハ当初厚サ2寸許、扁平長方形ノ石ヲ以テ層々積ミ累ネタルモノノ如シ」とあって、付近の古墳の用材などから判断すると東方の宇陀山系に産する石英粗面岩（榛原石）の板石を平積みにして墳丘面を化粧したものと想定されるのである。内部構造については全くうかがい知れないが、谷森善臣は『山陵考』に、石室内に2基の石棺が奥のものは横に、前のものは縦に置かれていたという伝聞を記しており、事実とするとこの古墳は内部構造が横口式石槨ではなく横穴式石室であったことを示している⁽⁸⁾。

段ノ塚古墳は、このようなきわめて特異な墳形を呈し、しかもその規模がきわめて大きなこと、さらに忍坂の地には他にこのように大規模な古墳は見あたらないことなどを考えると、舒明天皇の押坂内陵である蓋然性はきわめて高いと思われるのであ

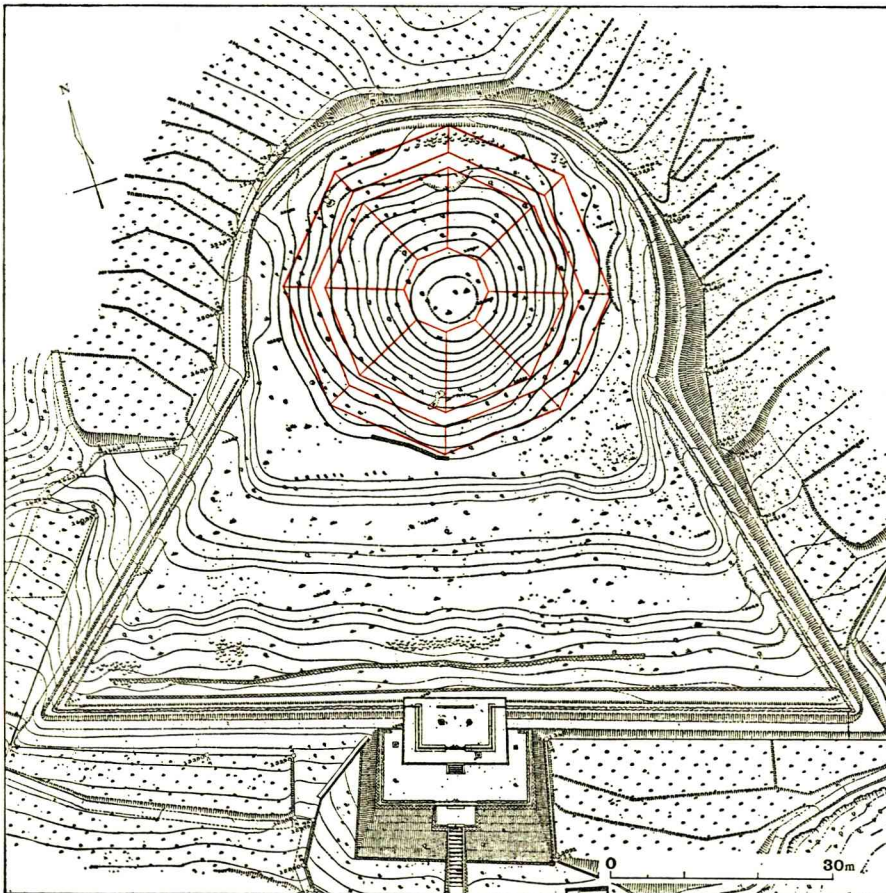


図5 舒明陵（段ノ塚）古墳墳丘想定復原図（宮内庁原図に赤刷り部分筆者加筆）

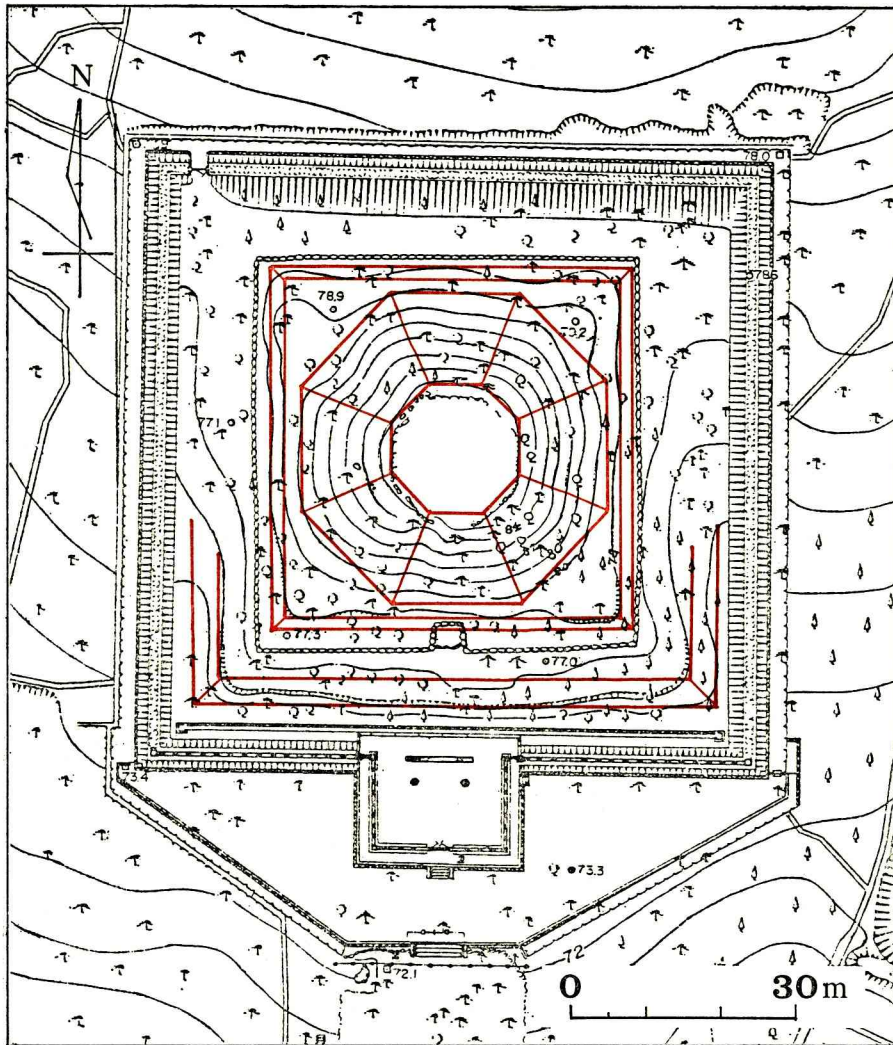


図6 天智陵（御廟野）古墳墳丘想定復原図（宮内庁原図に赤刷り部分筆者加筆）

る。

御廟野古墳についても、宮内庁の測量図によって、それが方形壇の上に八角形の墳丘が営まれたものであることが容易に観察される（図6）。さきの段ノ塚古墳とは異なり、方壇の各辺に八角の四辺を合せて築造されている。方形壇は2段で下段は段ノ塚古墳の下方部と同じように南方の正面のみに造成され背後には及ばない。測量図からは、下段の前面の幅約70メートル、上段は1辺約46メートル、八角部の対辺間の長さ約42メートル、高さ約7メートルを読みとることができ、それぞれ高麗尺の200尺、

3 支配者層墓の変質

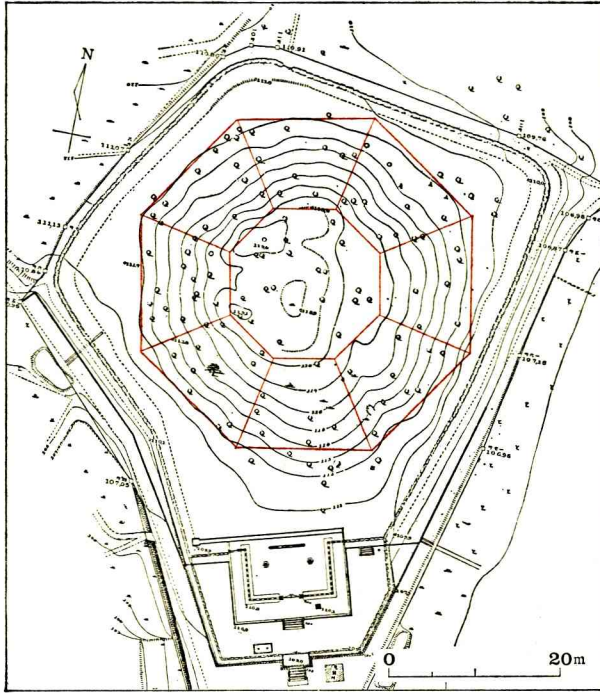


図7 天武・持統合葬陵（野口王墓）古墳墳丘想定復原図
（宮内庁原図に赤刷り部分筆者加筆）

130尺、120尺、20尺に相当すると思われる。墳丘には石材による化粧がほどこされているらしい。さらに『山州名跡志』によると、古く陵上に八角堂があり、応仁の兵火に罹ったとあり、現に墳頂部に八角堂宇の地覆石が遺存するという⁽⁹⁾が詳細は不明である。

野口王墓古墳についても、宮内庁の測量図によって、その墳丘型式が八角墳であることが容易に知られる(図7)。ただこの古墳では、段ノ塚古墳や御廟野古墳にみられた

方形基壇がみられなくなっている点異なる。実測図によると墳丘の南側の一辺が少し南に張り出しているが、これは明治時代まで開口露出していた横口式石槨の入口部を完全に埋没させ、覆土したためであろう。対辺間の長さ約39メートル、高さ約7メートルである。なおこの古墳の横口式石槨については、秋山日出雄氏のくわしい考察⁽¹⁰⁾がある。

中尾山古墳は1974年に実施された調査の結果、平面八角形の墳丘をもつ古墳であることが確認されたものである⁽¹¹⁾。調査の結果によると墳丘部は3段築成の八角墳で、その周囲に八角形の敷石帯の外部施設を2重にめぐらせている。3段の墳丘の各斜面は50度前後の急な傾斜を示し、石積みにより形成されていた。外周の八角形の敷石区画の対辺間の長さ約30メートルで、唐尺の100尺にあたりと想定されており、墳丘部それ自体の径は60尺前後であろうか。内部構造は従来から知られていたように、花崗岩（底石及び天井石）と凝灰岩の切石を使用した横口式石槨で、内法は長さ、幅、高さいずれも90センチメートル前後で、唐尺の3尺に企画されているのであろう。

この中尾山古墳については、古く『大和志』が文武天皇の檜隈安古岡上陵に擬して

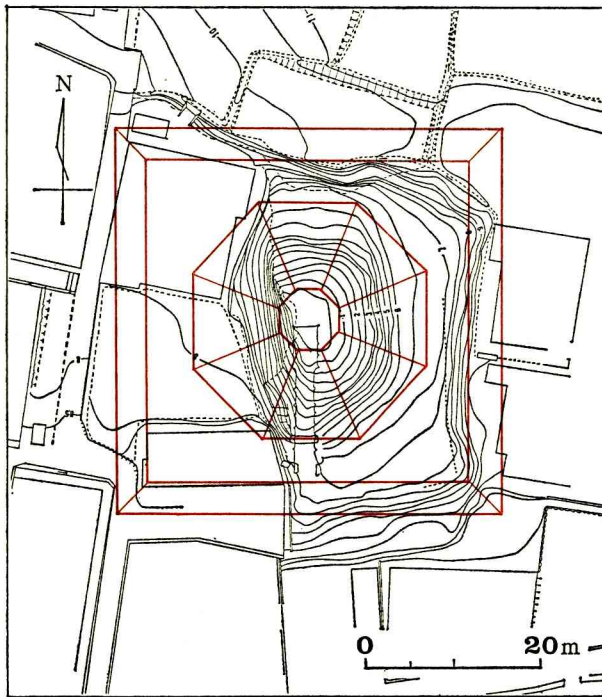


図8 岩屋山古墳墳丘想定復原図（菅谷・河上氏原図に赤刷り部分筆者加筆）

いるが、きわめて特異な構造をもち、さらに内部構造が火葬墓と想定されるところからもその可能性はきわめて大きい。

明日香村の牽牛子塚古墳を八角墳と考える説がある⁽¹²⁾。この古墳は1個の巨大な凝灰岩を削り抜いて内部に間仕切りの中壁をもって区画された2室を造り出した横口式石槨をもつ古墳であるが、墳丘測量図⁽¹³⁾によるかぎり可能性は否定できないものの、八角墳と断定することは困難である⁽¹⁴⁾。また墳丘の西北部

に露出する安山岩の切石を外護石とする説があるが、羨道部の用材が移動させられた可能性もあり、八角墳か否かの結論は今後の調査にまつほかはない。

筆者はこれらの古墳の他に、明日香村岩屋山古墳が八角墳である可能性が大きいと考えている。岩屋山古墳については1973年に菅谷文則・河上邦彦氏により測量図が作成されており、これをもとに両氏は3段築成の方墳としておられる⁽¹⁵⁾。両氏のこの判断は、梅原末治氏の円墳説⁽¹⁶⁾の否定に重点をおかれたため、上段の基底が北と東で直線状をなすことを一つの大きな根拠としておられるが、上段部の基底が北と東側で直線状をなすのは、北辺及び東辺の中央部で認められるのであって、むしろ東南部は南北線に45度に近い角度で直線状を呈するのである。両氏の作成された測量図をもとに原形を想定すると、下段が方形であることについては異論ないが、上段部の平面形は方形とするよりも八角形と考えた方がより整合性が高いと考えられるのである（図8）。本墳があるいは円墳と考えられ、あるいは方墳と判断されたのは、むしろ八角形の上段部をもつことに起因するものではなからうか。筆者はこれを下段方形、上段八角形の墳丘をもつものと判断してさしつかえないものとするのである。おそらく

下段は一辺高麗尺の130尺(約45メートル)、上段は対辺間の長さ80尺(約27メートル)程度に企画したものであろう⁽¹⁷⁾。この場合、上段八角部の半径40尺は墳丘中心に奥壁をおく横穴式石室の全長50尺より短くなるが、これは立面的に石室の下半部が下段上面のテラスより下に構築されており、平面的に羨門の天井石より前方の10尺分が下段方形部に営まれているためである。

ところで、この岩屋山古墳を八角墳とする想定が成立するとすれば、他の八角墳がいずれも大王陵と想定されるものであるところから、この古墳についてもその可能性が考えられる。さらに岩屋山式の横穴式石室が7世紀中葉からその第3四半期のものという前述の考え方にたてば、斉明天皇が越智岡上陵に葬られたのは天智6年(667)であるからこの古墳が斉明天皇陵である可能性がうかび上る。斉明陵は『延喜式』によると大和国高市郡にあり、現在高取町車木字天皇の丘陵上に治定されているが現陵の実態は明確でない。

岩屋山古墳の所在するのは明日香村大字越であるが、この越は『万葉集』巻2(195)の柿本人麻呂が泊瀬部皇女、忍坂部皇子に献った歌の反歌に、「越野過去」とあるが、これに「一云、乎智野余過奴」と注しており、越は越智に通ずるものである。一方東方3キロメートルのところに高市郡高取町大字越智があるが、明日香村越も本来越智の範囲に含まれていたものと考えられるのである。

このように、所在地が合致し、年代が符合し、さらに古墳がその内容からも当時の大王陵と考えるべきものがあるところから、筆者は岩屋山古墳が斉明陵である蓋然性は否定できないと考えている⁽¹⁸⁾。

以上のべたように、段ノ塚古墳、御廟野古墳、野口王墓古墳、中尾山古墳とともに岩屋山古墳もまた八角墳と想定されるのであるが、ここで注目されるのは、段ノ塚古墳が舒明陵、御廟山古墳が天智陵、野口王墓古墳が天武陵、中尾山古墳が文武陵、岩屋山古墳が斉明陵というように、現在知られているほぼ確実な八角墳がすべて即位の大王(天皇)陵であることが相当の確実性をもって推定されることである。このような見事な対応関係がみられることは、むしろこの7世紀中葉から8世紀初頭に至る時期の大王陵は八角墳であったことを示すものと考えらるべきであろう⁽¹⁹⁾。このうち最も年代の遡る時期の舒明陵は、『書紀』によると天皇を押坂陵に葬ったのは、皇極2年(643)であるから、石室はさきの編年観からすると石舞台式ないし岩屋山式であろう。この舒明から天智までの大王陵はいずれも方形壇をともなう八角墳で、天武以降、方形壇をともなわない八角墳が出現したということになる。

このように、古墳時代終末期における古墳の墳丘形態の変遷過程を通観すると、6

畿内における古墳の終末

世紀末葉における前方後円墳の消滅をメルクマールとする第1の大きな画期と、7世紀中葉における大王陵の八角墳化という第2の画期の存在を指摘することができるのである。この大王陵の八角墳化は、それまで規模の差こそあれ、他の豪族の首長と同じ墳形を採用していた大王が、大王だけに固有の特殊な型式の陵墓を営むようになるわけで、当然大王の地位の確立と密接に関連するものであろう。舒明陵をしてこのような新しい陵墓たらしめたのは、おそらく忍坂（押坂）に本拠の一つをおく押坂彦人系の大王家⁽²⁰⁾及びこれをささえる皇親的氏族としての息長氏⁽²¹⁾、それに唐からの帰国留学生や反蘇我系の豪族の首長達ら、後の大化改新につながる王権派ともいべき勢力であったと思われる。彼等の志向するところはまさに大王を諸豪族から隔絶した地位におくこととともに、大王を中心とする中国風の中央集権国家の樹立にあったと思われる。彼等が新しい大王陵を部族同盟的な豪族連合の構成員の身分秩序の表現としての従来古墳とは全くかけはなれたものとして創出したのはこのためである。

この八角墳出現のイデオロギー的背景については、これを仏教思想の影響と考える説⁽²²⁾と、広義の中国政治思想の影響とする説⁽²³⁾があるが、上述のような考え方からすれば当然後者の考えをとるべきであろう。前者の説では、それが大王陵にのみ採用されることの意味が説明しえないし、また仏教と八角墳の結びつきは理論的にも成立し難いと思われる。なお大王号から天皇号への変化の時期については、最近ではこれを天武朝に下げる説⁽²⁴⁾が有力であるが、中国の政治思想を背景に大王権の諸豪族に対する隔絶性を主張しようとする意味では、大王陵の八角墳化と天皇号の成立は、年代的に併行するかどうかは別として、全く共通の動きとして理解できるのである。

ただこの終末期における墳丘の変遷過程における第2の画期をあまり過大評価するのは危険であろう。なぜなら、前節での検討の結果からも明らかなように、この第2の画期は、横穴式石室の編年ではまだ石舞台式ないし岩屋山式の段階の出来事であり、岩屋山式石室の存在形態からも明らかなとおり、大王陵であると考えられる岩屋山古墳の石室と全く同企画の石室が、阿倍、物部、中臣、平群といったヤマト政権の中枢部を構成する中央豪族層に採用されているからである⁽²⁵⁾。その意味で、大王（天皇）権力の確立が古墳の上に反映するのはむしろ大王陵及び皇族墓を別にするとほとんど顕著な古墳がみられなくなる7世紀の第4四半期をまたねばならない。

註

- (1) 水野正好「群集墳と古墳の終焉」(角川書店『古代の日本』5近畿 所収, 1970年)。なお水野氏は「単次葬」、「複次葬」という用語を用いられるが、これはむしろ1回かぎりの埋葬で葬儀を終えるものと、1度埋葬なり処理を行った遺骸を再度葬る洗骨葬、風葬、火葬などの再葬墓との区別を表わす用語に用い、埋葬する人間の数を表現する概念としては

「単葬」、「複葬」の方がより適当と思われる。

- (2) 横口式石槨の出現について、猪熊兼勝氏はこれを横穴式石室から変化して成立したものと考えておられる。氏は舩墓古墳のような石棺先置の横穴式石室からお亀石古墳のような家形石棺の小口に口をあけ、その周りに玄室のなごりの瓦壁をめぐらし、さらに前方に羨道を付加したものをへて石槨式石室（横口式石槨）が成立するとされるのである。しかし舩墓石棺はお亀石古墳例より形式的に後出のものであって、この説はそのままでは成立し難いと考える。筆者は前室や羨道を有する古い型式の横口式石槨が百済系渡来人の密度の高い河内の旧安宿郡内に特に濃密に分布すること、百済の横穴式石室の中には直ちに横口式石槨のプロトタイプと考えるような墓室は知られていないが、扶餘陵山里壁画古墳（東下塚）のように石槨様の玄室の短側面に玄門を設け、羨道を付した石室が存在することなどから、百済古墳の影響下に成立したものと考えている。
- 猪熊兼勝「飛鳥時代墓室の系譜」（『研究論集』Ⅲ，奈良国立文化財研究所，1976年）。
- (3) 白石太一郎「ことどわたし考——横穴式石室墳の埋葬儀礼をめぐる——」（『橿原考古学研究所論集』所収，1975年）。
- (4) 北野耕平・小島俊次「平林古墳」（『奈良県文化財調査報告』第3集，1960年）。
- (5) 伊達宗泰ほか『烏土塚古墳』（『奈良県史跡名勝天然記念物調査報告』第27冊，1972年）。
- (6) 橿原考古学研究所の前園実知雄・千賀久西氏の教示による。
- (7) 上野竹次郎『山陵』（山陵崇敬会，1925年）。
- (8) 谷森善臣『山陵考』（文久年間）。
- (9) 和田軍一「天智天皇陵」（『日本考古学辞典』，東京堂出版，1962年）。
- (10) 秋山日出雄「檜隈大内陵の石室構造」（『橿原考古学研究所論集』第5，1979年）。
- (11) 秋山日出雄・網干善教『史跡中尾山古墳環境整備事業報告書』（明日香村教育委員会，1975年）。
- (12) 猪熊兼勝「近畿地方の飛鳥時代の古墳」（『考古学ジャーナル』194号，1981年）。
- (13) 網干善教『史跡牽牛子塚古墳——環境整備事業における事前調査報告——』（明日香村教育委員会，1977年）。
- (14) 墳丘の北側から東側にかけては遺存状態がよいようであるが、いまその東側の墳丘端を八角形の1辺とし、石槨を墳丘の中心と考えて復元すると、復元八角形の北側の1辺は墳丘の北麓よりさらに2.5メートルほど外側になり整合しない。
- (15) 菅谷文則・河上邦彦「岩屋山古墳の墳丘測量調査」（『青陵』22号，1973年）。
- (16) 梅原末治『近畿地方古墳墓の調査』1（『日本古文化研究所報告』第1，1935年）。
- (17) 筆者は岩屋山古墳の石室の企画に用いられた尺度について33.75センチメートル1尺のやや短い高麗尺を想定している。墳丘の復元に際してもこの類高麗尺を用いた。白石太一郎「岩屋山式の横穴式石室について」（『ヒストリア』第49号，1967年）。
- (18) なお牽牛子塚古墳を八角墳とし齊明陵にあてる説があるが、同古墳の年代は埋め込み式の墓道をもつ横口式石槨の様式からも7世紀の第4四半期に下ると考えられるので従えない。もし八角墳とすれば計画的な合葬墓の構造に問題はのこるが、即位はしなかったが没後岡宮天皇と諡号され天皇に准じてあつかわれる草壁皇子の真弓丘陵の可能性を考えるべきかも知れない。
- (19) 孝徳陵については現在大阪府太子町山田の上ノ山古墳が治定されている。宮内庁の測量図によると径約35メートル、高さ約7メートルの円墳のように読みとれるが、墳形については八角墳の可能性を含めて今後の検討が必要であろう。
- (20) 藺田香融「皇祖大兄御名入部について」（『日本書紀研究』第3冊 所収，1968年）。
- (21) 平野邦雄「六世紀，ヤマト王権の性格」（『東アジア世界における日本古代史講座』4 所収，学生社，1980年）。

- (22) 安井良三「天武天皇の葬禮考」(『日本書紀研究』第1冊, 1964年), 菅谷文則「八角堂の建立を通じてみた古墳終末時の一様相」(『史泉』第40号, 1970年), 近江昌司「中尾山古墳管見」(『史跡と美術』第464号, 1976年), 田村圓澄「八角墳と舒明天皇一家の仏教信仰」(『仏教史学研究』第23巻1号, 1981年)など。
- (23) 網干善教「八角方墳とその意義」(『橿原考古学研究所論集』第5, 1979年)。
- (24) 東野治之「天皇号の成立年代について」(『正倉院文書と木簡の研究』所収, 塙書房, 1977年)。
- (25) 白石太一郎「岩屋山式の横穴式石室について」(前掲)。

4 群集墳の終焉

前節まで、主として畿内の支配者層墓と考えられる大型古墳の変質の過程をあとづけてきたわけであるが、次に畿内における群集墳の消滅の過程を、第1章での須恵器の年代についての再検討の結果をふまえて整理しておくことにしたい。

同じ畿内の群集墳といっても、その成立、群形成のピーク、さらに消滅の時期について群集墳ごとに大きな差異が認められることは、つとに指摘したところである⁽¹⁾。いま消滅の時期の差によって畿内の群集墳を類別すると大まかに3種の類型に分けて考えることができよう。第1の類型は高安型とでも称すべきもので、大阪府八尾市高安千塚古墳群⁽²⁾のように、6世紀後半に群形成のピークを迎え、7世紀の初頭前後でほとんど新しい古墳の築造がみられなくなる群集墳である。この高安千塚古墳群は横穴式石室からなる群集墳で、その形成過程の考察は、横穴式石室の型式編年にもとづいて行ったものである。したがってその実年代については、前提となる須恵器の年代観を少しくり下げたので、若干の修正が必要と思われる。ただ高安千塚古墳群の石室の大部分は天王山式石室併行期までのものと考えられるので、従来6世紀末葉と考えてきたのを7世紀初頭と表現をあらためる程度で大きな間違いはないと考えている。

この高安型には、奈良県橿原市の新沢千塚古墳群⁽²⁾や同御所市石光山古墳群⁽³⁾なども含まれよう。新沢千塚古墳群についてはその範囲を如何に設定するかという問題があるが、いま越智岡丘陵北端の、特に古墳の分布の稠密な通称千塚山付近を一つの古墳群としてとらえると、大部分の古墳が木棺直葬ないし簡単な粘土槨をもつもので、森編年のⅢ型式中葉までの須恵器をともなう古墳がほとんどであり、6世紀末ないし7世紀初頭で古墳の築造が終了していることが知られるのである。ただ群形式のピークが高安千塚などよりまだ早い5世紀後半から6世紀前半にかけてであることは注意しておく必要があるろう。

石光山古墳群は約100基程度の古墳からなる群集墳で、そのうち52基の古墳が調査

され、木棺直葬墳を中心に少数の横穴式石室墳をまじえる古墳群であることが知られている。5世紀の後半（森編年のⅠ型式後半期）から古墳の築造が開始され、6世紀の前半（Ⅱ型式期）に古墳の築造がピークを迎え、6世紀後半から7世紀初頭（Ⅲ型式期）になると構築される古墳の数は少なくなる。それ以後は、この古墳群を形成した集団の首長墓の系列に属すると考えられる7世紀前半の横穴式石室墳と7世紀中葉すぎと想定される小型横穴式石室を2基並列させた古墳が知られるのみで、あとは墳丘をもたない埋葬が若干みられるにすぎない。したがってこの場合も群集墳としての石光古墳群の形成は7世紀初頭で終わっていると考えることができよう。

第2の類型は平尾山型ともいうべきもので、大阪府柏原市平尾山千塚古墳群⁽⁴⁾のように6世紀から群形成が始められ7世紀の前半から中葉すぎまで古墳の築造が続く群集墳である。平尾山千塚古墳群は約400基の、大部分横穴式石室を内部構造とする古墳からなる群集墳で、横穴式石室の型式から判断すると、6世紀中葉から古墳の築造が開始され、6世紀後半から7世紀中葉すぎにかけて群形成のピークを迎える。そして一応岩屋山式併行と考えられる型式の横穴式石室の時期、すなわち7世紀の第3四半期で墳丘をもつ古墳の築造は終るらしい。ただ群中の一部の地域には長さ2～3メートルに、幅60～80センチメートル前後の玄室・羨道の区別のない無袖式の横穴式の小石室が10数基見出される。これらの小石室はおそらく墳丘をとまわらないと思われ、のちにのべるように普通の横穴式石室より後出のものと判断されるので、さらに若干下の時期にも石室は構築されていることになる。さらに発掘を伴う調査を実施すればこの種の小石室の数はさらに増加するものと思われるのである。

大阪府茨木市の塚原古墳群⁽⁵⁾などもこの平尾山型と考えてよさそうである。塚原古墳群には6世紀代の有袖式の横穴式石室から無袖式ないしはこれに近い7世紀前半から中葉すぎの横穴式石室も確認されており、さらに長さ2メートル程度の横穴式の小石室も存在する。

第3の類型は石野博信氏が報告しておられる兵庫県宝塚市長尾山の雲雀山東尾根B古墳群⁽⁶⁾を代表例とするもので、長尾山型と呼ぶのがよかろう。この古墳群は23基の古墳からなり、石野氏の分類では長さ4メートル、幅90～100センチメートルの横穴式石室（A型）4基、長さ2～3メートル、幅60～80センチメートルの横穴式石室（B型）8基、長さ1.9～2メートル、幅45センチメートル前後の横穴式石室（C型）5基、小型の竪穴式石室（D型）6基となる。このA型～D型の類型については、水野正好氏の指摘しておられるように⁽⁷⁾、基本的には年代差を示すものであることは、長尾山型の群集墳にはこれらの各型式が必ず見出せるところからも確実であろう。A

畿内における古墳の終末

～C型には森編年のIV型式前半の須恵器をともなうところから、いずれも7世紀第2四半期から第3四半期にかけてのものであることが知られる。須恵器をともなわないD型はそれらより後出のもので、7世紀の第3四半期から一部第4四半期まで下るものであろう。8世紀に類例の多い墓壇や石槨内に木炭を充満させる葬法が、D型の石室に認められることもこの想定を支持するものと思われる。このように雲雀山東尾根B古墳群は、7世紀の第2四半期から一部第4四半期まで、同じように古墳の築造が続けられたものであることが知られるのである。

この雲雀山東尾根B古墳群が目されるのは、この古墳群の出現の時期が7世紀の第2四半期で、それ以前の古墳を群中に全く含まない点であろう。もちろんこの古墳群の尾根の下方には雲雀山東尾根C古墳群があり、ここでは逆に6世紀代から7世紀の第1四半期までの古墳が中心を占めるようであり、当然何等かの関係が考えられるが、それにしても墓域を移して全く新しく古墳群を形成している点が注目されるのである。

このように7世紀の第3四半期の小型化した横穴式石室やその退化型式の小竪穴式石室を含む群集墳は、畿内でも最近いくつか注意されている。まず雲雀山東尾根B古墳群の所在する兵庫県宝塚市の長尾山一帯では、さきの雲雀山東尾根B古墳群や同C古墳群を含めて、18群ほどの群集墳が確認されているが、そのうち10群が雲雀山東尾根C古墳群のような有袖式の横穴式石室を中心とする6世紀末から7世紀前葉で古墳の築造が終る高安型の群集墳であるのに対し、あとの8群はいずれも小型無袖式の横穴式石室と箱式石棺（竪穴式小石室）のみで構成される長尾山型の群集墳である。そしてこの長尾山山塊の18群あまりの古墳群全体では有袖式石室が69基を数えるのに対し、無袖式石室及び箱式石棺が140基に及ぶという⁽⁶⁾。

最近、発掘調査が実施された京都市の旭山古墳群⁽⁹⁾も長尾山型の群集墳である。この古墳群は3基から10基の古墳からなるA～Eの5つの支群から構成されている。古墳群を構成する古墳には無袖式に近い有袖式の横穴式石室と無袖式の横穴式石室、さらに退化型式の横穴式の小石室からなり、前2者には森編年のIV型式前半、中村編年の第II型式第6段階から第III型式の第1、第2段階の須恵器がともなうが、横穴式の小石室には須恵器が副葬されていないこと、さらに封土の存在が確認できないことも注意されるのである。このことから旭山古墳群は7世紀の前半、その第2四半期から古墳の築造が始まり、7世紀の第3四半期の前半頃までは墳丘をもつ横穴式石室墳が営まれていたが第3四半期の後半になると墳丘をもたない小石室が営まれるにすぎなくなると考えられるのである。旭山E-3号の長さ約1メートル、幅45センチメートル

ルの横穴式小石室には平城宮Ⅰ（8世紀初頭）に編年されるS D1900下層⁽¹⁰⁾出土のものに近いところから7世紀の第4四半期に下るかと思われる近江型の長胴の土師器甕が蔵骨容器ないし甕棺として納められていた。このことは副葬遺物を欠くこの種の小石室の年代が7世紀の第3四半期後半から一部第4四半期に及ぶことを示すものとして注目されるのである。

このように畿内の群集墳をその消滅のあり方から分類すると、7世紀初頭から第1四半期で古墳の築造が終わってしまう高安型と、7世紀の中葉すぎから第3四半期の前半頃まで古墳の築造が続けられる平尾山型、さらに墳丘をもつ古墳の築造は7世紀の第3四半期の前半頃で終るが、それ以後も無墳丘ないしこれに近いもので退化型式の横穴式小石室や箱式石棺が続けて築造される長尾山型の三つの類型が設定できるのである。このうち平尾山型には、平尾山千塚古墳群にもみられるように群中の一部の地域では無墳丘と想定される横穴式の小石室や箱式石棺の遺存が認められるので、雲雀山型との区分がやや曖昧になる。しかし平尾山型では一部に無墳丘の小石室の築造は続くものの、古墳群全体としては7世紀の第3四半期の前半くらいで群形成が終了すると理解されるのに対し、長尾山型は古墳群全体の形成過程が無墳丘の小石室・箱式棺の時期にまで及ぶと判断されるもので、現状では区分して考えておきたい。さらに長尾山型の多くは、高安型の消滅する7世紀の第1四半期以降に新しく出現するものがほとんどで、この点からも両者は別個の類型としてとらえるのが適当と思われるのである。ただし今後の調査によって平尾山型の多くが無墳丘墓まで続くことが確認できればこの区分は再検討が必要となろう。なお、長尾山型の群集墳は現在のところ摂津、山城⁽¹¹⁾といった畿内でもその周辺部に多く見つかっている。大和でも宇陀郡榛原町の丹切古墳群⁽¹²⁾など宇陀山地の群集墳には、長尾山型に近いタイプの存在が注意されるのである。将来調査が進めば、群集墳終末についての畿内内部における地域差の存在も明らかになるかも知れない。

以上のような諸類型の存在を前提に、畿内における群集墳の終末過程をあとづけてみるとそこにきわめて大きな二つの画期が存在することが明らかとなる。第1の画期は7世紀初頭における高安型の消滅の時期であり、第2の画期は7世紀の第3四半期における平尾山型の消滅ないし長尾山型における墳丘をもつ古墳の消滅の時期である。群全域の発掘例の少ない畿内の群集墳を簡単に類型分けするのは危険であるが、ある程度内容の明らかな群集墳を念頭に考えると、やはり畿内の群集墳の中で最も多いのは高安型であろう。6世紀以来増加の一途をたどって来た群集墳の築造がここに至ってピークをこえ、急速に減少していくのである。しかし一部の群集墳にあっては

畿内における古墳の終末

この時期以降も依然として古墳の築造が続けられ、さらにまた新しく形成が開始される群集墳もあらわれるのである。こうした一部群集墳の存続に完全に終止符がうたれるのが7世紀の第3四半期の中頃である。この第2の画期は群集墳をほぼ完全に消滅させるのであり、これ以後は、群中に墳丘をともしない小石室を継続的に営むものはあっても、もはや墳丘をともしない古墳はなくなるのである。そしてこの小石室の構築すらも7世紀の第4四半期になるとほとんど姿を消してしまうのである。

註

- (1) 白石太一郎「畿内の後期大型群集墳に関する一試考—河内高安千塚及び平尾山千塚を中心に—」(『古代学研究』第42, 43合併号, 1966年)。
- (2) 橿原考古学研究所編『新沢千塚古墳群』(『奈良県史跡名勝天然記念物調査報告』第39冊)。
- (3) 橿原考古学研究所編『葛城石光山古墳群』(『奈良県史跡名勝天然記念物調査報告』第31冊, 1976年)。
- (4) 白石太一郎「畿内の後期大型群集墳に関する一試考」(前掲)。
- (5) 西谷正『塚原古墳群の研究』I (『高槻市文化財調査報告書』第4冊, 1968年)。
- (6) 石野博信「兵庫県宝塚市長尾山古墳群」(『兵庫県埋蔵文化財集報』第1集, 1971年)。
- (7) 水野正好「雲雀山東尾根中古墳群の群構造とその性格」(『古代研究』4, 元興寺仏教民俗資料研究所, 1974年)。
- (8) 武藤誠・橋本久『宝塚市史』第4巻 考古編(1977年)。直宮憲一・坂井秀弥『長尾山の古墳群調査集報』(『宝塚市文化財調査報告』第14集, 1980年)。
- (9) 木下保明ほか『旭山古墳群発掘調査報告』(『京都市埋蔵文化財研究所調査報告』第5冊, 1981年)。
- (10) 奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査報告』IX (1978年)。
- (11) 山城では長尾山型に近いタイプとして、やはり7世紀に入って群形成が始まる京都府井手町小玉岩古墳群の存在などが注目される。福島雅儀ほか『小玉岩古墳群』(『井手町文化財調査報告』第1集, 1979年)。
- (12) 菅谷文則ほか『宇陀・丹切古墳群』(『奈良県史跡名勝天然記念物調査報告』第30冊, 1975年)。

むすびにかえて

以上、畿内の終末期古墳の実年代の再検討を行うとともに、畿内における古墳の終末の過程について若干の整理を試みてみた。その結果、この時期の古墳に関する現行の年代観は若干下方へ修正する必要があることを明らかにするとともに、大王陵を含む支配者層墓ならびに群集墳の終末に至る経過にそれぞれ2～3の大きな画期が認められることを論じた。

すなわち、支配者層墓の変質過程における第1の画期は、6世紀末葉と想定される前方後円墳の否定と大型方・円墳の採用であり、第2の画期は7世紀中葉における大

王陵の八角墳化であり、第3の画期は7世紀の後半における豪族の古墳の消滅ないし衰退の現象である。このうち第1の画期は3世紀後半以来部族同盟的な連合政権としての初期ヤマト政権ないしヤマト政権を構成する各地の豪族層の同盟のシンボルであり、その政治秩序の維持に一定の役割をはたした前方後円墳と、大王家も諸豪族もそろって決別したものである。これは前方後円墳に代表される古墳が、もはやヤマト政権の連合秩序の維持に機能をはたさなくなったことを示すものとして、確かに古墳の終末の一つのメルクマールになる現象であった。それはおそらくこの段階では開明的な立場をとっていた蘇我氏の主導のもとになされたものであろう。第2の大王陵の八角墳化は大王家が畿内豪族の中におけるその地位の隔絶化を志向したもので、いわゆる大化改新の動きと共通するものであったと思われる。しかしこの八角形の大王陵の墓室は、畿内の有力豪族層と全く共通のもので、部族同盟段階の造墓意識や造墓機構がなお残っていたことを示している。その意味で大王ならびにその一族が、諸豪族との隔絶化を墳墓の造営においても明確に示すのは第3の画期をまたねばならなかった。この第3の画期をもたらししたのは壬申の乱による大王権力の伸長にほかならないと思われる。この時期以降、大王家以外の畿内豪族はごく一部の最上層の官人達をのぞいて顕著な古墳を営まなくなるのであり、それはもはや律令の規定する喪葬制の世界に入るのである。

群集墳の消滅については、必ずしもさきの支配者層墓の変質にみられた画期とは一致しないが、少なくとも7世紀の第1四半期と、7世紀の第3四半期の二つの画期をへてその歴史的役割を終えるのである。この第1の画期に消滅する畿内の代表的な群集墳に大和の新沢千塚古墳群と河内の高安千塚古墳群があるが、筆者はかつてこの両古墳群がそれぞれ大伴氏と物部氏を中心とする同族集団に関係するであろうことを論じたことがある⁽⁴⁾。この筆者の想定が正しいとすれば、この7世紀初めの、多数の群集墳における造墓活動の停止は、さきの支配者層墓における前方後円墳の否定と方墳の採用と同様、蘇我氏の主導のもとに進められた政策の結果と考えることができるかも知れない。もとよりそれは、ヤマト政権を構成する諸豪族の同族関係にもとづくような古い支配秩序の崩壊を前提とするものであったことはいうまでもなからう。

一方、第2の画期については、これを7世紀中葉の時期に上げることも、また壬申の乱まで下げることも困難で、斉明朝から天智朝のことと考えるほかはない。この時期をもって被支配者層が墳丘をもつ墳墓を営むことは完全になくなるのであるが、これこそまさに大王権力が古墳の造営にみられるような血縁関係を支配の原理とし、ヤマト政権を構成する諸豪族が私的な同族関係で民衆を支配していた古い支配体制を全

畿内における古墳の終末

面的に否定したもので、天智朝における庚午年籍の作成にみられるような国家による個人身支配のための民衆の編成の進行などに関連する一連の政策として理解できるのである。ただこの群集墳消滅の大きな画期は、畿内豪族層の古墳の消滅とは一致しないのであり、大王権力が豪族の古墳築造を禁止しえたのは、民衆の群集墳よりさらに遅く、壬申の乱をへて大王の権力がより強化される天武朝をまたねばならなかったのである。

このように、畿内における古墳の終末の経過はきわめて複雑であり、一片の「薄葬令」で解決するような問題ではないのである。筆者自身もかつて、岩屋山式の横穴式石室を7世紀の第2四半期とし、群集墳消滅の第2の画期を7世紀中葉と考えたため、7世紀中頃に「薄葬令」の如き古墳築造に関する規制が実際に出された可能性は必ずしも否定できないと考えた。この考えが誤っていたことは小論のべた通りである。なお古墳の終末の歴史的意義を正しく理解し、特に律令の地方支配組織の成立過程との関連を考える上には、地方における古墳の終末の年代とその実相を明らかにする作業が是非とも必要である。この問題については別の機会にあらためて検討することにした。

註

- (1) 白石太一郎「畿内の大型群集墳に関する一試考」(『古代学研究』第42, 43合併号, 1966年), 同「大型古墳と群集墳——群集墳の形成と同族系譜の成立——」(檀原考古学研究所紀要『考古学論攷』第2冊 所収, 1973年)。

付記

京都市幡枝窯出土軒丸瓦の写真の使用については、九州大学の横山浩一氏の御高配をえ、宮内庁所蔵の陵墓図の掲載については、書陵部陵墓調査室の方々いろいろな御配慮をわずらわせた。また文献の入手についても、京都教育大学の和田萃氏の御世話になった。これらの方々に厚く謝意を表するものである。

(国立歴史民俗博物館 考古研究部)